

令和6年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和6年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火） 午前9時00分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号 専決処分の報告について 〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
日程第 5	議案第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号 中川村教育委員会委員の任命について
日程第 9	議案第 5 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 10	議案第 6 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 11	議案第 7 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について
日程第 12	議案第 8 号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事変更請負契約の締結について
日程第 13	議案第 9 号 村道路線の一部廃止について
日程第 14	議案第 10 号 令和5年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	議案第 11 号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16	議案第 12 号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17	議案第 13 号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 18	議案第 14 号 令和5年度中川村水道事業決算認定について
日程第 19	議案第 15 号 令和5年度中川村下水道事業決算認定について
日程第 20	議案第 16 号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第 21	議案第 17 号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 22	議案第 18 号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 23	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 24	中川村選挙管理委員会及び補充員の選挙について
日程第 25	一 般 質 問

5 番 桂 川 雅 信

- （1）3歳児眼科検診で小児弱視の早期発見と治療を
～保護者とともに子どもの生涯を支える視力を～
- （2）マイナ保険証を持たない方への資格確認証の発行について
- （3）地域防災計画は定期的な見直しが必要
～衛星携帯電話の整備と孤立予測地域への配備を～

3 番 中 塚 礼次郎

- （1）マイナ保険証と保険証廃止への対応について

2 番 松 村 利 宏

- （1）村づくりの基本方針（土地利用）について

4 番 長 尾 和 則

- （1）中川村地域活性化ビジョンについて
- （2）公民館分館活動の活性化について

6 番 山 崎 啓 造

- （1）少子化は改善できるか

出席議員（１０名）

- 1 番
- 片 桐 邦 俊
- 2 番
- 松 村 利 宏
- 3 番
- 中 塚 礼次郎
- 4 番
- 長 尾 和 則
- 5 番
- 桂 川 雅 信
- 6 番
- 山 崎 啓 造
- 7 番
- 島 崎 敏 一
- 8 番
- 大 島 歩
- 9 番
- 大 原 孝 芳
- 10 番
- 松 澤 文 昭

欠席議員（０名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	松 村 恵 介
地域政策課長	眞 島 俊	住民税務課長 会計管理者	小 林 郁 子
保健福祉課長	水 野 恭 子	産業振興課長	松 崎 俊 貴
建設環境課長	宮 崎 朋 実	リニア対策室長	小 林 好 彦
教育次長	上 山 公 丘	代表監査委員	岡 田 俊 彦
監査委員	大 原 孝 芳		

職務のために参加した者

議会事務局長

桃 澤 清 隆

書 記

座光寺 てるこ

令和 6 年 9 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和 6 年 9 月 1 0 日 午前 9 時 0 0 分 開会

○事務局長	御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
○議 長	おはようございます。（一同「おはようございます」） 御参集、御苦労さます。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年 9 月中川村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 ここで村長の挨拶をお願いします。 おはようございます。（一同「おはようございます」） 中川村定例会 9 月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。 9 月に入りまして、朝晩の涼しさが増しております。快適な信州の気候を感じる反面、30℃を優に超える日中の暑さには閉口する日が続いております。 8 月 8 日午後 4 時 43 分頃、九州日向灘で発生をした地震は、宮崎県日南市で最大震度 6 弱、マグニチュード 7.0 を記録しました。政府は、午後 5 時に、2017 年の制度開始以来、初めて南海トラフ地震臨時情報——巨大地震注意を発し、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して地震発生から 1 週間は日頃からの地震防災等に備えることの再確認、揺れを感じたら直ちに避難するよう国民に対して注意を呼びかけております。 これを受けて、長野県は同日 17 時に警戒対策本部を設置し、情報収集、関連する振興局等と連携態勢を敷き、村は 9 日に警戒本部会議を開催して情報を共有するとともに、今後の警戒態勢、広報活動を確認して、職員について警戒本部決定を伝え、万ーに備える態勢を取ってまいりました。巨大地震注意を呼びかけた臨時情報は 15 日に解除となりました。 今回の臨時情報発令に関しましては様々な課題も取り沙汰されております。南海トラフ地震の想定震源域にあります中川村は、マグニチュード 7 ～ 8 クラスの巨大地震が発生した場合、村では最大震度 6 弱の強い揺れが想定されており、甚大な被害も発生することは確実であります。 村は、9 月 1 日の防災の日に合わせて巨大地震が発生したという想定で避難訓練を予定いたしましたが、速度、進度の遅い台風 10 号が 31 日から 1 日にかけて長野県に最も近づくという予報を受け、各家庭で備えていただくことを最優先し、集中訓練、各地区訓練を事前に中止いたしました。あわせて、集中訓練終了後に予定をしておりました日赤奉仕団員の救護、A E Dを使った救助訓練も中止となりました。 幸い台風 10 号は熱帯低気圧に勢力を急速に弱めて消滅し、伊那谷は大雨による河川の洪水、土砂災害に見舞われることなく済みましたが、台風の上陸した九州ですと

か、台風から見ると遠い愛知県や神奈川県、さらに遠い東北、北海道でも大雨を降らせ、死者 8 人を出すなど大きな被害を生んだことを記憶に留めておくべきことと感じております。

春から高温で推移したこともあり、稲の生育も早く、9 月 1 日からの J A カントリーエレベーターの受入れ予定でありましたが、台風に伴う降雨で 9 月 4 日からの稼働となっております。受入れから晴天が続いておりまして、順調に刈取りが進んでいるようであります。

飯沼の棚田の稲刈りが 9 月 5 日に行われました。伊那食品工業株式会社の若手社員の皆さん、長野県上伊那振興局長をはじめ長野県職員、そして村の職員と地域おこし協力隊員等、総勢約 70 名が地元の飯沼農業活性化委員会のベテラン農家による手刈りのコツの指導を受け、一日汗を流し、棚田の稲刈りを行いました。

コンバインでの収穫がほとんどとなり、田んぼに入り手で苗を植え、手で刈り取るというのは、村の中では、ここ飯沼棚田ですとか、両小学校以外に見かけることがなくなりましたが、非常に貴重な稲刈り体験の場所として広く発信できると面白いなというふうに感じております。

早場米の新米の出回る 8 月に巨大地震の発生の想定、また台風 10 号の備えに対する警戒と食料の備蓄に多くの人が走り、同時に物流網が混乱したことなどで食料品売場から米がなくなる事態が全国で起きております。この米がなくなる事態に、村が関与して確保できないかと、こういう村長へのお手紙もいただきました。一時的にマルトシさんでも精米品がなくなる事態が生まれましたけれども、現在は村内の専業農家の新米が並べられ、供給量不足はないようで安心をしておるところであります。

今年の米の消費は好調なインバウンド消費が多かったことを挙げる人もいますけれども、美しい村連合サポーター企業であります株式会社米匠庵さんによれば、流通問題、トラック輸送の確保、特に運転手の確保の問題が物流の混乱の根本にあるということのようであります。

米農家から見れば、安定した米の生産に励みたくても米生産調整と米生産費用の値上がりの中で、再生産につながる米の値段が確保できないことをもどかしく感じているというふうに思います。

事態はさらに深刻で、機械代、肥料等、このところ値上げ続き、先行きが見えず、廃業する大型米生産農家が相次いで出てきております。

食料・農業・農村基本法改正の 4 点の柱の一つである国民に食料を届ける力の強化、これをうたっておりますけれども、農産物等について消費者の理解を得ながら食料システム全体の中で適正な価格形成の仕組みづくりを具体化する、こういうことを政府はうたっているわけでありまして、この責任がますます重くなっているということはこの場を借りて申し上げたいというふうに思います。

8 月 29 日発表の内閣府月例経済報告によりますと、総論では「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、判断の基である各論の中を幾つか申し上げますが、

- ・個人消費は、一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、改善している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、緩やかに上昇している。

こういった判断が 7 月期との表現の変化となったものと思われます。

個人消費、設備投資ともに持ち直している、輸出はこのところ持ち直しの動きが見られる、雇用情勢は「改善の動きがみられる」としております。

7 月の報告では兆しという表現が回復という具体的表現に変わってきております。ただ、基調判断は中国経済の先行き懸念が我が国の景気を下押しするリスクとなっていると、こういうことを相変わらず明示しているところであります。

変わりまして、中川観光開発株式会社の令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日の期間の第 54 期決算がまとまりました。

今期の業績は、前年対比で申し上げますと、宿泊 5,497 万 9,000 円で 11% 増、宴会が 2,363 万 2,000 円で 82% 増、風呂、売店、食堂等で 3,400 万 2,000 円で 12% 増、高齢者憩いの家、体験館等の委託管理料収入が 2,447 万 6,000 円で 33% 減、これに陣馬形キャンプサイト使用料 1,383 万 9,000 円を加えた合計が 1 億 5,093 万 1,000 円の売上げでありまして、13% 増となりました。前年比で 1,849 万 1,000 円の増であります。

最終損益は 107 万 7,000 円の黒字となる予想でありまして、52 期に債務超過に陥った状態から何とか脱することができております。とはいえ、経営面では、コロナ禍で被った多額の損失と負債により、依然、厳しい経営状態にあります。

さきの全協で御説明をしましとおり、今期、会社としても経営改善に向けた実行計画を策定するとともに、村としても望岳荘の将来的な施設整備や運営方針等について改めて検討していく考えであります。

さて、今議会は申合わせによる議会構成替え後、初の議会になります。

今議会に審議をお願いいたします報告、議案につきましては、まず損害賠償の額の決定と和解が成立し専決処分をいたしました 1 件を報告し、続きまして村税条例及び国民健康保険条例並びに公共下水道条例の一部を改正する条例議案が 3 件、委員の任期満了に伴う教育委員任命案件が 1 件、同じく委員の任期満了に伴うお二人の固定資産評価審査委員会委員の選任案件が 2 件、長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更議案と道路改良及び河川改修工事請負変更契約議案がそれぞれ 1 件、村道路線の一部廃止議案が 1 件、令和 5 年度一般会計歳入歳出決算、3 つの特別会計決算及び同年度水道・下水道事業会計歳入歳出決算の 6 会計の決算承認議案、令和 6 年度一般会計補正予算をはじめとする特別会計、補正予算、合わせて 3 つの補正予算議案の合計 18 議案であります。

○議長

もう一つ、法務大臣任命の人権擁護委員候補者の推薦につきまして適任の方を議会に諮問いたします。

令和５年度の決算審査をしていただくために 21 日間の長い審議日程ではありますがけれども、慎重な審議の上に賢明な御判断を賜り、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 127 条の規定により 9 番 大原孝芳議員及び 1 番 片桐邦俊議員を指名します。

日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

本定例の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日から 9 月 10 日から 9 月 30 日までの 21 日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第 1 号から議案第 3 号までの条例案件、議案第 4 号から議案第 6 号までの人事案件、議案第 7 号から議案第 9 号までの一般議案について、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

議案第 10 号から議案第 15 号までの令和 5 年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会付託としてください。

議案第 16 号から議案第 18 号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

諮問第 1 号の人事案件については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

選挙管理委員及び補充員の選挙については採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

11 日は午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12 日 13 日 17 日 18 日 19 日及び 24 日の 6 日間は委員会の日程といたします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

20 日 25 日 26 日及び 27 日は議案調査といたします。

最終日の 30 日は午後 2 時から本会議を行い、令和 5 年度各会計決算に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

また、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、議場内においては 6 月の定例会同様にノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い

○議長

い申し上げます、報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から 9 月 30 日までの 21 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 30 日までの 21 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、この件に関しては後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、去る 6 月定例会において可決された「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第 92 条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○総務課長

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額の決定及び和解について〕

を議題とします。

報告第 1 号の説明を求めます。

地方自治法の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので報告をいたします。

別紙の専決処分書を御覧ください。

専決第 9 号、令和 6 年 7 月 1 日専決です。

道路の管理に関わる損害賠償の額を次のように決定し、和解したものです。

事故発生日時は令和 6 年 5 月 12 日午前 5 時 10 分頃。

事故発生場所は葛島柳沢地籍の農道 15 号線。

相手側の氏名、住所は記載のとおりであります。

被害車両は軽貨物乗用車です。

事故の概要につきましては、被害車両が走行中に横断側溝の蓋が外れ、被害車両に

		接触し損傷させたものです。
		損害賠償額は 15 万 500 円です。
		以上、報告をいたします。
○議	長	以上で報告を終わります。
		日程第 5 議案第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
		を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
○住民税務課長		それでは議案第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。
		今回の条例改正は地方税法等の一部改正に伴う改正となります。
		例規集は第 1 巻 1751 ページからです。
		お手元にお配りしてあります A 3 横版の資料 1 に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。
		1 ページから裏面—— 2 ページ中段までの第 34 条の 7、寄附金税額控除の第 1 項は、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された公益信託の信託事務に関連する寄附金について寄附金税額控除の対象とする措置を講ずるものです。これに伴い規定を整備し、第 1 号関係の別表第 1 を加えます。
		2 ページ——裏面になりますが、第 56 条第 1 項につきましては私立学校法の一部を改正する法律による条項ずれの改正となります。
		その下の附則第 4 号の 2 は、先ほど御説明しました第 34 条の 7、公益信託制度の見直しに伴い削除となる部分です。
		施行期日は、第 56 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び別表第 1 の規定は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日となります。
		経過措置については記載のとおりであります。
		以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議	長	説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕

○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 6 議案第 2 号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
		を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
○保健福祉課長		議案第 2 号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
		例規集は 2 巻の 781 ページからです。
		本案は、マイナンバー関係法令の改正により令和 6 年 12 月 2 日に現行の被保険者証の発行が終了されることにより提出するものです。
		第 18 条で国民健康保険法に基づく罰則を規定していますが、マイナンバー関係法令の改正により国保法第 127 条第 1 項から被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定が削除されることから、同項に基づく中川村国民健康保険条例第 18 条から「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除するものです。
		被保険者証発行終了後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない方には資格確認書を交付することになりますが、保険料を滞納している世帯主に対して資格確認書の返還を求める旨の規定を今後設ける予定です。
		以上、よろしく御審議をお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 7 議案第 3 号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
		を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
○建設環境課長		議案第 3 号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

		例規集のページは2巻の 2593 ページです。 本案は下水道施行令等の改正を受け提案するものであります。 これは、政府においては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるためデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、常駐・専任規則、物理的に常に事業所や現場に留まることや職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず専らその任に当たること等のアナログ規制の見直しを行っております。 既定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務づけていますが、これはアナログ規制の一つである常駐・専任規則に該当することから、デジタル原則にて照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえ、責任技術者を営業所ごとに専属する者から専任する者に見直すとともに、市町村は責任技術者の営業所の兼務状況を確認した上で、同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないとするものであります。 その他、必要な改正を行います。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。			生年月日、住所につきましては記書きのとおりでございます。 諸田さんは、幼少期からピアノを始め、現在も2人のお子さんを養育されながらピアノ講師として御活躍中であります。 また、幼児と保護者を対象とした公民館講座リトミック教室では、長年にわたり講師として子どもたちの心身の成長に御尽力いただきました。 これまでのピアノ講師の経験や保護者の立場からも教育全般にわたって貴重な御意見をいただける方と確信をしておるものであります。 今回、教育委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。 任期については本年10月18日から4年間であります。 よろしくお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。	○議	長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。	○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。
○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。	○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 なお、この採決は起立によって行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
○議	長	〔賛成者挙手〕 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。	○議	長	〔賛成者起立〕 全員起立です。したがって、議案第4号は同意することに決定しました。
○議	長	日程第8 議案第4号 中川村教育委員会委員の任命について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。	○議	長	日程第9 議案第5号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
○村	長	教育委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。 現在、教育委員としてお務めをいただいています宮下信子さんは、平成28年10月から2期8年間、教育委員として重責を担っていただき、本年10月17日をもって任期満了となります。宮下さんは幼児教育に造詣が深く、保護者の立場からも貴重な御意見をいただくなど、村の教育行政発展のために御貢献をいただきました。このたび任期満了をもって御勇退されることになりました。この間の御尽力に対し心から感謝を申し上げます。 後任の候補者として諸田絵里さんを御提案します。	○村	長	候補者氏名は北島眞さん、生年月日、住所につきましては記書きのとおりでございます。 北島さんは、中川村役場在職中に固定資産税業務に携わり、固定資産の評価等についての学識、経験の豊かな方です。 平成30年9月から中川村固定資産評価審査委員会委員としてその任に当たっていただきました。 今回、引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。 任期は本年9月25日から3年間であります。 よろしくお願いいたします。

○議	長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 なお、この採決は起立によって行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕
○議	長	全員起立です。したがって、議案第 5 号は同意することに決定しました。 日程第 10 議案第 6 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
○村	長	議案第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案説明を申し上げます。 候補者氏名は藤木孝人さん、生年月日、住所につきましては記書きのとおりでございます。 藤木さんは、村内の各地区、土地の状況について学識が深く、また農業委員等、各種の委員を経験され、固定資産評価についての学識、経験の豊かな方です。 平成 30 年 11 月から中川村固定資産評価審査委員会委員としてその任に当たっていただいております。 今回、引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。 任期につきましては本年 11 月 1 日から 3 年間であります。 よろしくお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。

		これから採決を行います。 なお、この採決は起立によって行います。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕
○議	長	全員起立です。したがって、議案第 6 号は同意することに決定しました。 日程第 11 議案第 7 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について を議題とします。 提案説明の説明を求めます。
○保健福祉課長		議案第 7 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定についてをお願いいたします。 本案は、国の制度改正に伴い村が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものです。 昨年 12 月にマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和 6 年 12 月 2 日に現行の被保険者証の発行が終了されることになりました。 現行の規約では、被保険者証の発行等を含め、広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙しておりますので、国の制度改正に合わせて、これを高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行うものとされた事務を処理するものと変更するものです。 以上、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決をお願いするものです。 よろしく御審議をお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。 日程第 12 議案第 8 号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事変更請負契約の締結について を議題とします。

		提案理由の説明を求めます。
○建設環境課長		議案第 8 号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事変更請負契約の締結について御説明をいたします。
		提案理由は、工事契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 5,000 万円以上の工事であることから変更請負契約の締結に当たり本案を提出するものであります。
		契約内容は記書きのとおりであります。
		以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
○議 長		説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議 長		全員賛成です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 13 議案第 9 号 村道路線の一部廃止について
		を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
○建設環境課長		議案第 9 号 村道路線の一部廃止について御説明をいたします。
		提案理由は、国土交通省による天竜川堤防整備事業に伴い村道路瀬の一部を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項 路線の廃止又は変更の規定により本案を提出するものであります。
		今回廃止する路線は一覧のとおりであります。
		位置等につきましては廃止区間を表示した資料を添付しましたので御参照ください。
		以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議 長		説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。

○議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕		
	討論なしと認めます。		
	これから採決を行います。		
○議 長	本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。		
	〔賛成者挙手〕		
	全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。		
	お諮りします。		
	日程第 14	議案第 10 号	令和 5 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第 15	議案第 11 号	令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 16	議案第 12 号	令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 17	議案第 13 号	令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 18	議案第 14 号	令和 5 年度中川村水道事業決算認定について
	日程第 19	議案第 15 号	令和 5 年度中川村下水道事業決算認定について
○議 長	以上の 6 議案は令和 5 年度の決算であり関連がありますの、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。		
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕		
	異議なしと認めます。したがって、日程第 14 議案第 10 号から日程第 19 議案第 15 号までを一括議題とします。		
○会計管理者	提案理由の説明を求めます。		
	それでは、議案第 10 号から議案第 13 号までの令和 5 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、お配りしてございます中川村会計歳入歳出決算書に沿って御説明いたします。こちらの資料をお願いいたします。		
	初めに議案第 10 号、中川村一般会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。		
	決算書の 6 ページを御覧ください。		
	令和 5 年度の歳入総額 47 億 9,803 万 3,222 円、歳出総額 43 億 585 万 9,732 円、差引き残額は 4 億 9,217 万 3,490 円となりました。		
	1 ページに戻っていただきまして、決算書の款項について御説明をいたします。		
	なお、説明は特徴的なものとし、金額については千円未満切捨てで申し上げます。		
	歳入の 1 款 村税は、収入済額 4 億 7,886 万 4,000 円で、前年度との比較では 0.5%の減となりました。不納欠損額は 28 万 1,000 円で、そのうちの 19 万 6,000 円が固定資産税です。また収入未済額は 746 万 3,000 円で、前年度と比べ 84 万 8,000 円の減となり、村税全体の徴収率は前年度比 0.3 ポイント増の 98.4%となっています。今後も未収金の解消に向けさらに努力してまいりたいと思います。		
	続いて 2 款 地方譲与税は 5,601 万 8,000 円で、前年度とほぼ同額です。		
	飛びまして 5 款 株式等譲渡所得割交付金は 278 万 5,000 円で、前年度比 68.4%の		

増となりました。

6 款の法人事業税交付金は 687 万 8,000 円と前年度に比べ 25.3%増えております。
続いて 2 ページをお願いいたします。

12 款の地方交付税は 21 億 7,146 万 7,000 円と歳入決算総額の 45.2%を占めますが、前年度に比べ 2,504 万 8,000 円の減、主に特別交付税が減となりました。

14 款 分担金及び負担金は 1,409 万 9,000 円で、前年度比 20.2%の減です。保育園での副食費が公費負担となったことなどによるものです。

16 款 国庫支出金は 2 億 8,055 万 6,000 円で、前年度に比べ 33.8%、金額にして 1 億 4,319 万 7,000 円の減で、主には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減、新型コロナワクチン接種国庫補助金の減によるものです。

17 款の県支出金は 2 億 2,997 万 8,000 円で、前年度に比べ 31.9%、金額にして 1 億 771 万 2,000 円の減です。主には災害復旧事業補助金の減によるものです。

3 ページをお願いいたします。

18 款の財産収入は 2,013 万 2,000 円で、道路用地及びアルプスビュー沖町の村営住宅売払い収入が主なものです。

19 款の寄附金ですが、昨年度は 7,679 万円あまりの御寄附をいただきました。内訳では、ふるさと応援寄附金が 6,948 万 7,000 円、企業版ふるさと納税が 550 万円などとなっております。

21 款の繰越金は 5 億 3,942 万 5,000 円で、前年度に比べ 18.4%、金額にして 8,395 万 8,000 円多い額となりました。

22 款の諸収入は 2 億 6,665 万 1,000 円で、前年度に比べ 1 億 3,756 万 9,000 円の増となっています。

23 款の村債は 4 億 3,590 万円で、収入未済額 1 億 7,050 万円は繰越事業に関わるものです。

以上が歳入の決算概要となります。

続いて歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

1 款 議会費は支出済額 5,389 万 3,000 円で、前年度と比べ 8.8%の増です。

2 款 総務費は 11 億 5,078 万 2,000 円、主に会計年度任用職員退職手当組合負担金、新デマンド交通システム構築業務、リニア中央新幹線関連事業などにより前年度比 16.6%の増となりました。

3 款の民生費は 8 億 5,923 万 1,000 円で、1.8%の増です。住民税非課税世帯等への物価高騰支援給付事業やみなかた保育園園庭舗装及び駐車場造成工事が行われました。

4 款の衛生費は 2 億 1,075 万 2,000 円で、前年度に比べ 0.7%の増、新規事業であります産前産後育児ヘルパー派遣事業や配食事業、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料などによるものです。

6 款 農林水産業費は 3 億 7,822 万 5,000 円で、前年度より 5.2%の減です。農業担い手支援事業の拡充や小規模農家営農継続支援事業の新設などで増となり、農地等

災害復旧工事や林業施設災害復旧工事が減となりました。

7 款の商工費は 1 億 4,927 万 3,000 円で、前年度に比べ 18.2%の減、なかがわ生活応援商品券負担金や商工業者等原油価格高騰支援事業交付金等が減となりました。桑原キャンプ場管理棟やふれあい観光施設体験館、また地場センター 2 階の外壁、屋根などの改修工事が行われております。

8 款の土木費は 5 億 4,285 万 2,000 円で、前年度比 15.7%の増となりました。三共緑地整備事業、村道拡幅改良事業、河川整備事業の増によるものです。

5 ページをお願いします。

9 款の消防費は 1 億 1,505 万 4,000 円で、前年度から 5 %の増です。片桐水防倉庫建て替え工事が行われました。

10 款の教育費は 4 億 3,444 万 5,000 円で、前年度に比べ 0.8%の増です。小中学校の工事費が減となりましたが、文化センター大ホールの照明設備及びトイレ改修工事や歴史民俗資料館新築改修工事に伴う設計業務などにより増となりました。

11 款 災害復旧費は 2,809 万 8,000 円と前年度に比べ 81.2%の減となっております。

12 款 公債費は 3 億 8,324 万 9,000 円で、前年度並みとなりました。

以上が歳出の決算概要です。

なお、7 ページ以降の決算事項別明細書については説明を省略させていただきます。

続いて決算書 102 ページをお願いいたします。

102 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

これにつきましては、3 の歳入歳出差引き額 4 億 9,217 万 3,000 円から 4 の翌年度へ繰り越すべき財源のうち（1）の継続費通次繰越額 602 万 3,000 円と（2）の繰越明許費繰越額 8,206 万 9,000 円を差し引き、5 の実質収支額にあります 4 億 408 万円となりました。

歳入歳出総額は前年度に比べ歳入決算額で 0.9%の増、歳出決算額で 2.2%の増、繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は 5.7%の減となりました。

続いて基金について御説明申し上げます。

106 ページの 4 の基金を御覧ください。

前年度末現在高は 31 億 3,961 万 1,000 円で、5 年度中に 3 億 2,894 万 6,000 円を積み立て、3,708 万 3,000 円を取り崩しています。年度末現在高は 17 基金の合計で 34 億 3,147 万 4,000 円と前年度から 2 億 9,186 万 3,000 円増えております。引き続き計画性のある基金管理に努めてまいりたいと思います。

以上で一般会計を終わります。

次に特別会計決算です。

最初に議案第 11 号、中川村国民健康保険事業特別会計決算書について御説明をいたします。

オレンジのページが国保の決算書になりますが、こちらの 3 ページを御覧ください。

令和 5 年度の歳入総額は 4 億 2,820 万 430 円、歳出総額は 4 億 2,398 万 3,663 円で、

差引き残額は 421 万 6,767 円です。前年度に比べ歳入 5.9%の減、歳出 6.7%の減となっています。

国保の 1 ページに戻っていただきまして、歳入ですが、1 款の国民健康保険税は収入済額 9,250 万 4,000 円、不納欠損額は 1 万 2,000 円、収入未済の滞納額は 256 万 9,000 円、徴収率は前年度に比べ 0.1 ポイント減の 97.3%となりました。

少し飛びますが、8 款の県支出金は 3 億 871 万 9,000 円で、前年度比 6.1%の減です。

13 款の繰入金是一般会計からの 2,254 万 7,000 円のみで、国保支払準備基金からの繰入れはありませんでした。

次に国保 2 ページの歳出ですが、2 款の保険給付費は 3 億 198 万 1,000 円で、前年度に比べ 5.9%の減となり、主な要因としましては被保険者数の減少によるものと思われま

す。次に、飛びますが、国保の 17 ページをお願いします。

国保 17 ページの財産に関する調書ですが、国保支払準備基金の増減はなく、年度末残高 2,500 万円となっています。

続いて議案第 12 号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

介護の 3 ページを御覧ください。

令和 5 年度の歳入総額は 6 億 8,585 万 6,970 円、歳出総額は 6 億 3,912 万 6,919 円で、差引き残額は 4,673 万 51 円です。前年に比べ歳入 0.2%の減、歳出 0.5%の増です。

介護の 1 ページに戻っていただきまして、歳入の 1 款 保険料は 1 億 3,434 万 8,000 円で、収入未済の滞納額は 160 万 1,000 円、徴収率は前年度に比べ 0.2 ポイント増の 98.8%となっています。

4 款の国庫支出金は 1 億 7,125 万 1,000 円、5 款の支払基金交付金は 1 億 5,719 万 5,000 円、6 款の県支出金は 8,304 万 8,000 円で、それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられています。

10 款の繰入金是一般会計からの 8,672 万 1,000 円のみで、介護給付費準備基金の取崩しはありませんでした。

続いて介護 2 ページの歳出ですが、2 款 保険給付費は 5 億 5,203 万 3,000 円で、前年度より 0.8%の増です。

5 款の地域支援事業は 3,991 万 9,000 円で、前年度比 6.8%の増となっています。

次に介護の 17 ページをお願いいたします。

17 ページの財産に関する調書ですが、介護給付費準備基金に増減はなく、年度末残高は 6,200 万円となっています。

次に議案第 13 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

後期の 2 ページを御覧ください。

令和 5 年度の歳入総額は 6,249 万 3,624 円、歳出総額は 6,243 万 4,547 円で差引き

残額は 5 万 9,077 円となりました。前年度に比べ歳入は 7.5%の増、歳出は 7.4%の増となりました。

後期 1 ページに戻っていただき、1 款 後期高齢者医療保険料は 4,822 万 5,000 円で、前年度より 9.5%増えており、75 歳以上となる被保険者数の増加によるものと思われま

す。収入未済の滞納額は 3 万 8,000 円、徴収率は 99.9%と、前年度に引き続き 100 に近い数字となりました。

4 款の繰入金は 1,426 万 2,000 円で、全額、一般会計からの繰入れとなっています。

後期 2 ページをお願いいたします。

歳出、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は 6,187 万 1,000 円で、前年度比 7.6%の増となりました。

以上、令和 5 年度の一般会計及び特別会計 3 会計の決算書の概要説明とさせていただきます。

審査のほどよろしくをお願いいたします。

○建設環境課長

議案第 14 号 令和 5 年度中川村水道事業決算認定について御説明をいたします。

水色の表紙の水道事業決算書を御覧ください。

水道事業につきましては地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしております。

説明に当たり金額は 1,000 円未満切捨てで申し上げます。

まず 1 ページからの決算報告書について御説明をいたします。

1 ページの（1）収益的収入及び支出、予算書の第 3 条関係ですが、収入の第 1 款 収益的収入の決算額は 1 億 4,666 万 9,000 円です。支出の第 1 款 収益的支出の決算額は 1 億 1,693 万 6,000 円です。

2 ページの（2）資本的収入及び支出、予算書の第 4 条関係では、収入の第 1 款 資本的収入の決算額は 1 億 7,388 万 9,000 円です。支出の第 1 款 資本的支出の決算額は 2 億 2,971 万 2,000 円です。

欄外に記載のとおり差引き 5,582 万 3,000 円の不足となりますが、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填を行っております。

次に 3 ページからの財務諸表ですが、記載については借受け消費税を抜いた税引き数値となっております。

まず 3 ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は 8,153 万 8,000 円、2 営業費用は 1 億 1,203 万 4,000 円となり、収益から費用を引いた営業損失は 3,049 万 5,000 円となりました。

3 営業的収益 4,071 万 2,000 円及び 4 営業外費用 89 万 4,000 円を差引きした計上利益は 932 万 2,000 円となりました。

その結果、当年度純利益は 932 万 2,000 円の黒字となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は 5 億 4,058 万円となりました。

続いて 4 ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金 490 万円、資本剰余金 723 万 5,000 円、減債積立金 4,280 万円及び未処分利益剰余金 5 億 3,125 万 7,000 円がありました。

損益計算書による当年度純利益の 932 万 2,000 円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は 5 億 9,711 万 7,000 円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案であります。

上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金をそのまま翌年度に繰越し処理し、未処分利益剰余金は建設改良積立金への積立てを 3,000 万円計上し、処分後残高を 5 億 1,058 万円とし、これを繰越利益剰余金とします。

続きまして 5 ページの貸借対照表でありますが、これは令和 5 年度末現在の財政状況を表しております。

資産合計は 15 億 4,654 万 1,000 円であります。負債合計は 9 億 4,942 万 4,000 円、資本合計は 5 億 9,711 万 7,000 円で、負債と資本の合計は資本合計と同額となり、バランスが取れているという状況になります。

6 ページ以下は決算附属資料であります。それぞれお読み取りいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

続いて議案第 15 号 令和 5 年度中川村下水道事業決算認定について御説明をいたします。

黄色の表紙の下水道事業決算書を御覧ください。

下水道事業につきましては、令和 2 年度から地方公営企業法を適用し、企業会計方式による決算報告となります。

説明に当たり、金額は 1,000 円未満切捨てで申し上げます。

まず 1 ページからの決算報告書について説明をいたします。

1 ページの（１）収益的収入及び支出であります。収入の第 1 款 収益的収入の決算額は 2 億 8,876 万 4,000 円であります。支出の第 1 款 収益的支出の決算額は 2 億 6,198 万 9,000 円であります。

2 ページの（２）資本的収入及び支出では、収入の第 1 款 資本的収入の決算額は 1 億 1,270 万 8,000 円であります。支出の第 1 款 資本的支出の決算額は 2 億 2,263 万 4,000 円であります。

欄外に記載のとおり、差引き 1 億 992 万 5,000 円の不足分は損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をいたしております。

次に 3 ページからの財務諸表ですが、記載については借受け消費税を除いた税抜き数値となっております。

まず 3 ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は 7,959 万 9,000 円、2 営業費用は 2 億 3,234 万 9,000 円となり、収益から費用を引いた営業損失は 1 億 5,275 万円となりました。

3 営業外収益 2 億 122 万 3,000 円及び 4 営業外費用 2,040 万 3,000 円を差引き

した計上利益は 2,806 万 9,000 円となりました。

したがって、当年度純利益は 2,806 万 9,000 円の黒字となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は 5,521 万 1,000 円となりました。

続いて 4 ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金 13 億 6,857 万 3,000 円、資本剰余金 1,662 万 4,000 円、減債積立金 4,598 万 2,000 円及び未処分利益剰余金 835 万 8,000 円がありました。

損益計算書による当年度純利益の 2,806 万 9,000 円を未処分利益剰余金として処理しましたので、利益剰余金の当年度末残高は 8,241 万円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案であります。

上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金は、全てをそのまま翌年度に繰り越しし、未処分利益剰余金につきましては減債積立金への積立て処理をしたいとするものであります。

続きまして 5 ページの貸借対照表でありますが、これは令和 5 年度末現在の財政状況を表しています。

資産合計は 43 億 8,966 万 5,000 円であります。負債合計は 29 億 2,205 万 6,000 円、資本合計は 14 億 6,760 万 9,000 円で、負債と資本の合計は資産合計と同額となり、バランスが取れているという状況です。

6 ページ以下は決算附属資料です。それぞれ読み取りいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

岡田です。

お手元にあります決算審査意見書を御覧ください。

1 ページめくっていただいて、決算審査意見書。

第 1 審査の概要。

1 審査の対象、（１）令和 5 年度一般会計決算、以下（２）～（４）までの決算と基金の運用状況が対象です。

2 審査の期間、令和 6 年 7 月 16 日 17 日 19 日及び 22 日の 4 日間で行いました。

3 審査の方法、審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況に関する調書等について、計数の確認、関係法令に準拠して作成されているか、財政状況は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに重点を置いて、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

第 2 審査の結果。

1 総括。

○議 長
○代表監査委員

（１）総括意見。

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取組を着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別３会計とも実質収支は黒字決算となった。うち一般会計の実質収支は４億４０８万円となった。

２行飛びます。

今後の財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

（２）決算規模。

一般会計は、前年度に比べて歳入で４,４５３万９,０００円の増、歳出で９,１７９万２,０００円の増となっている。

特別会計の合計は、前年度比、歳入で２,４２８万６,０００円の減、歳出で２,３３２万２,０００円の減となっている。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は前年度比で２,５２６万３,０００円の減となっている。

次のページの表に記してありますので御覧ください。

３ページ、この表が決算規模を総括したものとなっています。

次に（３）財政構造の弾力性についてですが、今すぐ一喜一憂する必要はありませんが、例えば三縦列の実質収支比率、ここについては、近年上昇傾向にあり、また近未来的には大きな借金も予想されるために十分注意をしていきます。

飛びます。

４ページ。

４ページ、２ 一般会計。

（１）歳入。

歳入については各科目とも歳入確保に努力されていた。

以下、会計管理者の報告にもありましたので、極力重複する部分は避けて報告をします。

① 村税。

エ 村税の徴収率は９８.４％で、前年度比０.３ポイント徴収率が向上した。

このうち滞納繰越分の徴収は３５.７％で、前年度比１６.１ポイントの増となっている。

引き続き徴収率の向上に努力されたい。

５ページへ飛びます。

５ページ、下のほうにまいります。

⑨寄附金、決算額は７,６７９万円で、前年度比１,５５５万円の減となっている。ふるさ

と応援寄附金６,９４８万７,０００円が主なものである。ふるさと応援寄附金を財源とした地域づくり基金活用事業として出産、保育、学校等への子育て支援の充実に努力されている。

６ページに飛びます。

６ページ、（２）歳出。

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額４３億５０８万６,０００円、不用額４億２万４,０００円で、予算に対する執行率は８５.１％であった。

不用額は予備費３億１,１２７万７,０００円を除けば多額ではなく、補正予算の措置等、適切に処理されていることを認めた。

事業等については積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえた。

歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりです。

なお、（１）の歳入同様、大きな変更点等を報告させていただきます。

また、今回、各課、各係における費用対効果があったと思われる事業や村民の方々に喜ばれた事業を聴取し、監査委員の意見も踏まえ、事業等を各科目内に列記してあります。全部は読み上げませんので、各項目に目をお通しいただければと思います。

②総務費。

下のほうへまいります、オ 電子化推進費は４億４,４５４万円、２行飛びます。Ａ Ｉ 音声文字起こしツール利用負担金については議事録作成等に使用されており、業務の効率化につながっている。

７ページ、カ 会計管理費は８７６万円で、前年度比３４１万１,０００円の増となっている。これは、ＯＣＲシステム再構築機器更新、保守業務を行ったものです。

キャッシュレス決済の本格導入に伴い、微弱ではありますが利用者に対して利便性が図られている。

飛びまして、ソ バス等運行事業は４,８５１万円で、前年度比１,３４６万円の増となっている。これは巡回バスの購入が主なものである。令和５年度からチョイソコなかかわが本格運用となり、交通の不便な地域においては住民に欠かせない事業である。

タ 自治振興費は１,７１９万８,０００円で、前年度比３７０万７,０００円の増となっている。これは地区集会施設及び周辺整備補助金が主なものです。この補助金はＬＥＤの補助率を上げた結果、多くの地区から申請があり、効果があった。

ツ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金は年々申請者が増える状況であり、効果が出てきている。

② 民生費。

イ 社会福祉総務費は６,０４３万６,０００円で、前年度比５１９万４,０００円の増となっている。これは地域福祉計画策定業務が主なものです。訪問相談支援業務委託については、この３年間で少しずつではあるが成果が出てきている。地域福祉計画については福祉計画の最上位の計画であり、策定されたことについて評価する。

８ページへ飛びます。

８ページ中ほど、④衛生費。

イ	母子保健事業は1,159万4,000円で、前年度比182万2,000円の増となっている。これは産前産後配食業務等が主なものです。産前産後配食サービスについては非常に好評である。
⑤農林水産事業費。	
イ	農業振興事業は3,882万3,000円で、前年度比1,029万9,000円の増となっている。これは担い手支援事業の拡充、新設された小規模農家営農継続支援事業等が主なものである。担い手支援事業は機械を購入するための補助金があり、制度を利用することで効率よく農業ができるようになる。今後も制度の普及に努められたい。
	大きく飛びます。10ページ。
	10ページ、⑨教育費。
イ	教育委員会事務費は6,902万8,000円で、前年度比766万9,000円の増となっている。これは高校生就学支援が主なものである。この支援については、保護者からの評価も高く、ほとんどの保護者から申請がある。引き続き支援に努力されたい。
	11ページに飛びます。
	下ほど、(3)基金。
ア	積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は28億9,090万1,000円で、令和5年度の積立額は2億7,893万6,000円、取崩し額は3,708万3,000円で、令和5年度末現在額は31億3,275万4,000円となっている。その運用については適正なものと認めた。
	12ページへ飛びます。
	12ページ、下ほど、3 特別会計。
	特別会計3会計の歳入合計は11億7,655万1,000円、歳出合計11億2,554万6,000円で、予算に対する執行率は95.8%であった。
	各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適正に執行していることを認めた。
	飛びます。
	13ページ、4 その他。
	(1) 令和5年度も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、原油や農業資材、給食用食材など価格高騰対策が行われ、なかがわ生活応援プレミアム付商品券等も多くの村民や事業者提供された。各課も物価高騰等で影響を受けた方々への対応を迅速に実施されたことを評価する。
	また、令和6年度においても低所得世帯や村内事業者等、困っている方々のために支援事業を進められたい。
	ふるさと応援寄附金を財源とした地域づくり基金活用事業についても引き続き支援を進められたい。
	(2) 住民税務課、保健福祉課、建設環境課等、様々な分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連

携や滞納者との話し合いによる書面化により未収金解消に努力されており、近年の未収金も各項目で増減はあるものの、全体とすれば横ばいから漸減傾向にある。今後の成果を期待する。
(3) マイナンバー制度のカードの保有率については、担当課をはじめ庁内一体となって保有率の向上に取り組まれ、特に休日の受付対応等により全国、県の平均を上回る保有率74.38%を達成したことに対して評価をする。
以上、報告します。
続きまして水道、下水道関係についての決算審査意見書を読み上げます。
お手元にある意見書を御覧ください。
1ページめくっていただいて、2ページ。
決算審査意見書。
第1 審査の概要。
1 審査の対象、(1) 令和5年度水道事業決算、(2) 令和5年度下水道事業決算。
2 審査の期間、令和6年7月16日から同年7月22日まで。
3 審査の方法。
(1) 前記各事業の決算について経営成績及び財務状況が適切に表示されているかどうかについて審査を行った。
(2) 審査は、提出された決算書及び附属書類の計数を関係諸帳簿と照合しながら、帳票記録の正確性の検証、担当職員への質疑等により行った。
第2 審査の結果。
前記各事業決算書及び財務諸表の記載事項については、計数に誤りがなく正確で、経営成績と財務状況を適切に表示しているものと認めた。
以下、先ほど建設環境課長よりの説明がありましたので、重複を避けます。
3ページに飛びます。
3 審査意見の総括。
審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。
(1) 令和5年度は932万3,000円の純利益となっている。当年度末処分利益剰余金は5億4,058万円となっている。今後とも健全経営のために、経営経費の削減、有収率の改善など、企業努力を望む。
(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の確実な徴収に努力されたい。
(3) 令和5年度は管路の老朽化や発見できなかった漏水箇所が増え、有収率が大幅に減少しているので、今後も配水管及び給水管の維持、修繕と計画的な布設替えを進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力されたい。
続きまして令和5年度下水道事業決算。
決算書及び財務諸表等による審査の結果、こちらも計数に誤りがなく正確で、経営成績と財政状況を適正に表示していると認めた。
飛びます。
4ページ。

		3 審査意見の総括。 審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。 (1) 令和5年度は2,807万円の純利益となっている。 (2) 今後も引き続き下水道施設の的確な状況把握に努め、必要な維持、修繕や更新を効率的に進められたい。 (3) 長期的に健全かつ効率的な事業運営を図るため、今後の汚水処理方針の見直しについて関係機関と連携しながら検討を進められたい。 以上。 ○議 長 審査結果の報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議 長 質疑なしと認めます。 お諮りします。 本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。 決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。 お諮りします。 日程第20 議案第16号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第3号） 日程第21 議案第17号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 日程第22 議案第18号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号） 以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第20 議案第16号から日程第22 議案第18号までの3議案を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。 ○副 村 長 それでは議案第16号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。 今回の補正予算は、令和5年度決算の確定に伴う前年度繰越金及び令和6年度普通交付税の額の確定等による歳入の増額、歳出は余裕財源の特定目的基金への積立てのほか、必要な予算について補正を行うものであります。 議案書を御覧ください。
--	--	---

	第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,050万円を追加し、総額を50億4,820万円とするもので、款項区分ごとの補正後、予算額は第1表によるもの、第2条 地方債の補正は第2表によるものであります。 5ページからお願いします。 第2表 地方債補正であります。追加は村道維持修繕事業過疎債ソフト2次分と村道桑原中央線の防災対策事業を新たに追加するもの、変更は表にあります4事業について起債額の減額調整等により変更するものであります。 6ページからは事項別明細書になります。 なお、事前に資料をお配りしておりますので、主なものについて御説明をさせていただきます。 歳入であります。8ページ、11款 地方特例交付金は交付額の決定により2,049万8,000円の増。 9ページ、12款 地方交付税は今年度の普通交付税交付額の決定により1億8,432万1,000円の増額で、前年比では1,430万円余の増であります。 10ページ、16款 国庫支出金であります。児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業補助金は児童手当制度改正に係る事務費補助金の追加、衛生費補助金は65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の追加であります。 土木費補助金は木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る補助金の追加であります。 なお、全協で御説明をいたしました地域経済循環創造事業に係る補助金につきましては、予算書と一緒にお配りをした補足資料のとおり、今回は事業者の事情により補助金の申請を今後に見送ることになったため、計上はしてございません。よろしくお願います。 11ページ、17款 県支出金の林業費補助金は補助金の内示による減額、土木費補助金は耐震診断改修に係る県補助金の追加であります。 12ページ、18款 財産収入の土地売払収入は主要地方道伊那生田飯田線道路改良に係る北組地籍の村有地の売払い収入であります。 13ページ、19款 寄附金50万円は村外の企業から昨年度に続けていただきました企業版ふるさと納税寄附金であります。御厚志に対しまして厚く御礼を申し上げます。 14ページ、繰入金は過疎債の減額に伴い、歴史民俗資料館新築改修事業の財源に充てるため公共施設整備基金から1億3,000万円を繰り入れるものあります。 15ページ、21款 繰越金は令和5年度の決算確定に伴い3億2,588万円を追加するものであります。 16ページ、22款 諸収入の雑入、消防団員安全装備品整備等助成金50万円は消防団装備品等の購入に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金、その他総務費696万円は全協で御説明をいたしました上伊那広域消防の消防救急無線デジタル化事業に係る富士通ゼネラル賠償金の市町村への分配金であります。 その他産業振興関係費276万2,000円は多面的機能支払交付金の過年度分の返還金であります。
--	--

17 ページ、23 款 村債は第 2 表の地方債の補正で御説明をした事業別の起債予算額の補正で、全体で 1 億 921 万 5,000 円の減であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

18 ページ、1 款 議会費は、来月、来村を予定されております北海道中川町議会との交流会費、食糧費の追加であります。

2 款 総務費は全体で 4 億 704 万円の増額であります、19 ページの文書広報費は 10 月からの郵便料金値上げに伴う役務費の増額。

20 ページ、企画費、企画総務費は、来年度から予定をしている立地適正化計画策定に向けた基礎調査を行うための委託料の追加。

交通対策費、バス等運行事業は、チョイソコのコールセンター直営化に係る諸費用の追加であります。

21 ページ、諸費、防災対策費は、希望者の増により木造住宅耐震診断及び耐震改修補助金を増額するもの。

25 の特定目的基金費は、前年度繰越金の確定等により、余裕財源を公共施設等整備基金に 4 億円を積み立てるものであります。

次に 23 ページからの 3 款 民生費は全体で 1,038 万 3,000 円の増であります。

社会福祉総務費の障害者支援事業は、障害者・児に対する国・県給付金の過年度分精算による返還金。

老人福祉費、老人福祉事業は、上伊那福祉協会養護老人ホーム運営費の赤字補填の負担金と養護老人ホーム短期入所措置費追加。

老人福祉施設管理費の工事は、介護予防センター西館大広間のエアコンが故障をしたため取替えを行うものであります。

続いて 24 ページの児童福祉総務費の児童福祉費は、保育所の在り方検討委員会に係る経費、支援が必要な子育て世帯等の訪問支援事業費、児童手当制度改正に伴うシステム改修費等の追加が主なものであります。

次に 27 ページ、4 款 衛生費であります、1,199 万 3,000 円の増で、予防費の 1,020 万 7,000 円は、歳入で御説明をいたしました秋以降に行う 65 歳以上の新型コロナワクチン接種に係る委託費の追加。

衛生費は、地球温暖化対策推進協議会関係費と再生可能エネルギー活用研究を行う地域おこし協力隊活動費の追加であります。

次に 6 款 農林水産業費であります、529 万 9,000 円の増で、27 ページの農地費の多面的機能支払交付金事業は計画期間終了に伴う実績による過年度分の県負担金の返還金。

28 ページ、林業費、林業振興費は、村内で増えているナラ枯れの予防薬剤費と道路沿いの枯損木伐倒業務委託料の追加、林道関係では橋梁点検、林道補修工事費の増額等が主なものであります。

29 ページ、7 款 商工費は 55 万 6,000 円の増額で、観光費のふれあい観光施設管理事業、報償費は望岳荘運営方針等検討委員会委員報酬の追加であります。

次に 30 ページ、8 款 土木費は全体で 4,445 万 5,000 円の増であります、道路維持管理費は全協で御説明をいたしました村道桑原中央線ののり面防災対策事業費と過疎債ソフト費で実施をする村道施設修繕工事費の追加。

道路新設改良費は、人件費単価増による測量調査費の増額と村道谷田黒牛線用地取得費の追加。

都市計画費、公園費は、天の中川河川公園の施設修繕と坂戸公園施設補修の工事費の追加であります。

31 ページ、9 款 消防費の非常備消防費は、歳入で御説明をいたしました消防団員安全装備等整備事業により充電式の LED 投光器 1 基を購入するものであります。

次に 32 ページからの 10 款 教育費は全体で 308 万 3,000 円の増であります。学校関係では新たな学校づくり委員会視察等の旅費、東小学校プール防水シートの修繕費、西小学校敷地内樹木の剪定業務の委託料、中学校部活動の県・全国大会等への参加補助金の追加等、社会教育費は会計年度任用職員の人件費の補正、文化財保護に係る委託料等の追加が主なものであります。

最後に、14 款 予備費を今後に備え 8,657 万 1,000 円増額し、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健福祉課長

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず議案第 17 号 令和 6 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、予算の総額を 4 億 6,300 万円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国保税ですが、今回は予算額の調整のために 49 万 2,000 円を増額します。

6 ページの基金繰入金も予算額の調整のため 200 万円を減額します。

7 ページの繰越金ですが、令和 5 年度決算額の確定により、繰越金の予算総額は 421 万 6,000 円となります。補正前の予算額に 350 万 8,000 円を増額します。

続いて歳出ですが、8 ページを御覧ください。

8 ページの運営協議会費ですが、来年度以降の国保税を検討するために協議会の開催回数を増やす必要があることから、委員報酬を 2 万円増額します。

9 ページの国保事業費納付金は、納付金の額が確定したため、医療給付費分は 55 万 1,000 円増額、後期高齢者支援金等分は 42 万円減額、介護納付金分は 28 万 2,000 円減額します。

10 ページの諸支出金は一般被保険者保険税還付金を 90 万円増額、療養給付費交付金償還金で納付金の清算金として 5 万円を増額し、返還します。

11 ページの予備費で収支を調整いたしました。

次に議案第 18 号 令和 6 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いします。

		第1条で総額に歳入歳出それぞれ4,400万円を追加し、予算の総額を6億9,200万円とするものです。
		最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。
		介護保険料は、6月の本算定の調定額に合わせるため140万1,000円減額します。
		6ページの国庫補助金は、令和5年度分地域支援事業補助金が確定し、3万6,000円が追加交付となります。
		7ページの支払基金交付金も額の確定により4万8,000円が追加交付となります。
		8ページの県支出金は介護給付費負担金が確定し125万6,000円が追加交付、地域支援事業補助金は2万2,000円が追加交付となります。
		9ページの繰越金ですが、令和5年度決算額が確定し、繰越金の予算総額が4,673万円となります。補正前の額に4,412万5,000円を増額します。
		10ページの諸収入で調整をしました。
		続いて歳出ですが、11ページを御覧ください。
		総務費の一般管理費に国保連ヘータを送る際に使用する介護伝送ソフトの更新で7万4,000円を追加します。
		12ページの諸支出金は令和5年度介護給付費等が確定し、国庫負担金に2,102万1,000円、県負担金に31万7,000円、支払基金交付金に414万5,000円を増額し、返還をします。
		13ページの予備費で調整をしました。
○議 長		以上、よろしく御審議をお願いいたします。
		説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
○5 番		(桂川 雅信) 私は一般会計補正予算のうち子育て世帯訪問支援事業について2つ伺います。
		この事業については全協で説明があったのですが、そのときに質問が思い浮かびませんでしたので、この場で質問させていただきます。
		1つは、子育て世帯訪問支援事業の対象者は、この予算で見積もっているよりももっと多いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。事業内容をきちんと周知すると、見込み数よりももっと希望者が増えると思いますけれども、不足した場合は国、県の補助も含めて今年度内に補正することができるのかどうか伺いたいと思います。
		もう一つ、本来、この支援事業に該当するような生活困窮家庭は生活保護基準以下の生活実態にあるのではないのでしょうか。それならば、本来的には生活保護申請を積極的に勧めて、生き続ける道、自立できる道に誘導することが行政の仕事ではないかと考えますが、この点では村としてできることがあるのではないかと考えますけれども、伺います。
○保健福祉課長		それでは、2つ質問をいただきましたので、1つ目のほうから回答させていただきます。

		ます。
		今回補正予算は今後約7か月分の事業費の見込みですが、不足するようだったら今年度の補正で対応していきます。
		2つ目の質問ですが、子育て支援を進める中で、課題の一つに保護者が支援の必要性を自覚していないことや支援につながらない、また支援を拒否してしまうというようなことがあります。支援を進める中で、まずは人間関係を築くことから始める必要があるというところもあります。関係を築けたところで生活保護についても必要であれば丁寧に説明し、申請につなげていけたらと思っております。
○議 長		ほかに質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
○5 番		(桂川 雅信) 私は令和6年度一般会計補正予算(第3号)に賛成して討論に参加いたします。
		今回の補正予算には今質問いたしました子育て世帯訪問支援事業が提案されています。
		新型コロナパンデミックの際、我が国では、2022年には完全失業者は連続で増加して200万人を超えました。当時は仕事を失った状態が1年以上続いている長期失業者は月平均で66万人に上ったとも伝えられています。
		現在は雇用情勢が復活したとはいえ、全国的にはコロナの後遺症が継続しており、特に若い女性の雇用情勢は、非正規雇用が多い分、深刻な状況で、シングルマザーで失業した家庭では生きる道を閉ざした方もいました。
		このようなときの子ども食堂や配食サービス、生活困窮世帯への訪問は、地域社会とのつながりを生かして、子育て家庭でのかすかな生きる希望をもたらしています。
		今回提案された子育て世帯訪問支援事業が生活困窮世帯の子育ての一助となるようにさらなる拡充を求めて、私の賛成討論といたします。
○議 長		ほかに討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		まず議案第16号の採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議 長		全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
		次に議案第17号の採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 18 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。
日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○村長

人権擁護委員候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。
推薦をする候補者指名は橋枝英紀、生年月日、住所につきましては記書きのとおり
でございます。
橋枝さんは、長年、教育現場に携わり、養護学校長、小学校長を歴任され、人格、
識見が高く、大変誠実な方で、最適任者であります。
令和 4 年 1 月から人権擁護委員をお務めいただいておりますけれども、引き続き委
員として推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。
任期は委嘱の日から 3 年間であります。
よろしく願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

討論なしと認めます。
お諮りします。
本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は適任者として答申することに決定
しました。
日程第 24 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
を議題とします。
お諮りします。
選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと
思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しまし

た。
お諮りします。
指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませ
んか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することにしました。
選挙管理委員に大場実さん、下沢久雄さん、福澤朝子さん、川崎知海さん、以上の
方を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議あり
ませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大場実さん、下沢久雄さ
ん、福澤朝子さん、川崎知海さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。
続いて選挙管理委員補充員には次の方を指名します。
第 1 順位 下平和則さん、第 2 順位 大場一夫さん、第 3 順位 米山千年さん、第
4 順位 米澤昭彦さん、以上の方を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異
議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第 1 順位 下平和則さん、
第 2 順位 大場一夫さん、第 3 順位 米山千年さん、第 4 順位 米澤昭彦さん、以上
の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 20 分とします。
〔午前 1 1 時 0 7 分 休憩〕
〔午前 1 1 時 2 0 分 再開〕

○議長長

会議を再開します。
日程第 25 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5 番 桂川雅信議員。

○5番

（桂川 雅信） それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。
1 番目「3 歳児眼科検診で小児弱視の早期発見と治療を」と題して質問いたします。
私は本年 6 月議会で小中学校での学校健診未受診者問題を取り上げた際に、小学校
の学校健診で脊柱側彎症の適切な指導を受けなかったために大人になって重症の状態
になっていた方のいることを取り上げました。このときは学校健診の重要性を訴えて
未受診者をゼロにするように要望しました。
人は乳幼児から大人になる過程で様々な身体的障害を克服しながら成長すること

は分かっていますが、さきに取り上げた脊柱側彎症や本日取り上げる小児弱視などは、早い時期に診断を受けて矯正することで、これらの障害は克服可能であるとされています。大切なことは、子どもの成長段階の最も適切な時期に行政が早期発見の仕組みを発動して、子どもの生涯を支える健康を形成することにあると考えます。

そこで、今回は小児弱視の問題を取り上げます。

人は目から 80～90%の情報を得ると言われますが、生まれたばかりの赤ちゃんははっきりと物が見えません。

参考資料、図1に示したように、生後3か月になると0.02、1歳で0.2くらいの視力になると考えられています。その後、3歳までに急激に視力が発達し、3歳で0.6～0.9、5歳では1.0以上となり、視力は成熟します。

視力は生まれたときにはまだまだ未熟ですが、ぼやけていない、くっきりとした物を見るということによって脳が刺激を受け、見る機能が発達します。

見えるとは、科学的には脳が刺激を受けて発達することであると考えられています。

一方で弱視とは、視覚が発達する生後から6歳ぐらいの過程で何らかの原因によって視力の発達が妨げられた視力の未発達状態を言います。こうした弱視の子どもは厚労省が調査研究した報告書によると50人に1人と言われています。

私たちは目に映し出された映像の情報を脳に伝えて物を見ています。ピントが合った映像信号を脳に伝えることで、自然と脳が発達して物を見る機能が発達します。こうした成長が妨げられた弱視は一般的な近視や遠視とは異なります。放置すると、脳がその情報をうまく処理できないため、たとえ眼鏡やコンタクトをしても十分な視力を得ることが難しくなります。つまり、視力の成長の階段を上段まで登れず、途中で止まっている状態となってしまう、学習障害の原因にもなっています。

しかし、3歳児健診で弱視を発見し治療を継続することができれば、ほとんどの子どもは小学校入学までに眼鏡をかけての視力——矯正視力が十分成長します。

しかし、参考資料、図2のように、感受性期を過ぎて視覚の発達が止まってしまった後では、治療をしても視力の発達は望めず、たとえ眼鏡をかけたとしても十分な視力を得ることができません。少しでも感受性が高い時期に治療を開始することが重要で、そのためには3歳児健診で弱視を発見し治療に進む道を開くことが重要になっており、このことは日本眼科医会でも広報で「うちの子は大丈夫と思っても、忙しくても面倒がらずにぜひ健診を受けてください。」と強く勧奨しています。

弱視の子どもは、生まれてからずっと物を見ていないか、あるいはピントがぼやけた状態で過ごしています。両目が弱視の場合は、テレビに極端に近づいて見たり目を細めたりすることがあります。片目の弱視の場合は、よいほうの目を隠すと嫌がったりすることがありますが、ふだんはよいほうの目で不自由なく生活できるため、周囲が全く気づかない場合がほとんどだそうです。

3歳児健診の家庭における視力検査で十分な視力が出なかったりうまく検査できなかったりしても、保護者の方々は、ふだんの生活に問題がなく過ごしているから、きつとうまく答えられなかっただけだろうと思っていることがあります、それは大きな

間違いであったことが眼科の世界や健診を実施していた保健師の団体では既に常識として認識されていたようです。

このような主観的な判断を排除するため、厚労省は令和5年3月22日付、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について」で、これまでの家庭で行う1次検査に併せて、2次検査として屈折検査を行い、所見がある場合は精密検査を行うように3歳児眼科健診の内容を改正しました。

3歳児眼科健診での屈折検査の実施は、子どもの弱視を早期に発見して就学時に視力はほぼ改善されているという子どもの予防医学の世界では革命的な出来事になりました。

中川村での3歳児眼科健診の実態はどうなっているのか保健センターに問い合わせた結果を参考資料、表1に示しました。

この結果から特筆すべきことが3点あります。

第1に、中川村では3歳児眼科健診での2次検査の屈折検査を2020年——令和2年には準備を行っておりまして、厚労省の通知や手引書の発行より2年先行して2021年——令和3年から実施されていたことであります。

第2に、2次検査を実施する前には要精密検査児童が発見できなかったけれど、2次検査を実施した年度から、毎年度、要精密検査児童が発見され弱視の治療に結びついていることです。

第3に、国の資料では弱視児童は2%程度と見られていますが、村の検査結果では弱視になる可能性のある子どもの治療率はそれを上回っており、弱視児童発生率2%は今後も精査が必要であることなどです。

子ども時代の弱視は学校内でのいじめや差別、学習障害の要因にもなってきたもので、しかも弱視の状態が生涯にわたって継続してしまうというその子の一生にとって極めて深刻な健康問題でした。これが、3歳児眼科健診での屈折検査によって異常が発見され治療が開始されることでほぼ視力が改善されるようになったことは、子どもとその保護者にとって画期的な出来事となりました。

中川村では、3歳児眼科健診で屈折検査を実施するため、保健師が事前によく検討を行い、検査機器を購入せずに視能訓練士の協力を得て検査を行うために周辺の病院や医院に協力をお願いして回ったと聞いています。今、屈折検査に協力いただいている視能訓練士は飯田市立病院から派遣いただいているとのことですが、3歳児眼科健診の2次検査の実施に取り組んできた保健師の粘り強い行動は高く評価されるべきであると考えます。

この3年間の成果を村内で共有していただくために、今後は以下の点に取組を強化すべきと考えますので、見解を伺います。

1、中川村では、今後、3歳児眼科健診で要治療の対象となった児童が小学校に入学してくることになりますが、就学前健診とその後の眼科健診の中で矯正治療を行ってきた児童のフォローアップが求められてきます。教育委員会と保健センターの連携の中でフォローアップが効果的に進められる必要があると考えますが、教育委員会と

	保健福祉課の見解を伺いたいと思います。
	フォローアップは、単に健診の結果を連絡し合うだけでなく、一人の児童の成長を時間の経過とともに村の担当機関が把握をするという子育て行政の基本的な視点が土台にあるべきと考えますが、併せて伺いたいと思います。
○教 育 長	初めに、6月議会でもお答えをさせていただきましたが、学校で行われる健康診断についてここでも確認をさせていただきたいと思います。
	学校で行われる健康診断につきましては、児童生徒が学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし健康状態を把握する役割、それと学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという2つの役割がございます。
	健康診断の結果については本人、保護者に通知し、疾病または異常の疑いが認められる場合は医療機関への受診を勧めることになっております。
	眼科につきましては、眼科医を学校医といたしまして、毎年、健診を行っているところでございます。
	弱視の早期発見とその後のフォリーアップについてのお尋ねでございます。
	3歳児健診で何が疾患や異常を早期に発見し、適切な治療やサポートにつなげていくということ、このことは、その後に迎える学校生活をよりよいものにしていくためにも意義が大変大きいというふうに承知をしております。
	議員からお話がありましたが、視力の完成は6歳～8歳というふうに言われておりますが、こういうことから弱視については早期発見、早期治療が重要であるということが分かります。
	また、健康診断の結果については保護者が対応していくことになりますので、そうした保護者をサポートしていくと、こうしたことも重要であるというふうに認識をしております。子どもの成長に伴い健康をつかさどる機関は変わっていくわけですが、お子さんの状態を引継ぎ、保護者をサポートして必要な対応を行うこと、このことは大変重要であるというふうに考えております。
	また、通常の教育を受けるのが困難なほど低い視力にある弱視、こうした場合も事例としてあるわけですが、教育委員会として本人や保護者、学校等とも相談し、弱視特別支援学級を設置しまして、盲学校の専門的指導を受けながら学びを支えるといった対応をしてまいりました。
	いずれにしましても、現在の子どもたちの状況は非常に多様な実態がございます。これは弱視に限らずというところだと思いますけれども、特に弱視は、早期発見、早期治療、これが大事だということもあります。保健福祉課と教育委員会が一緒に取り組んでいく体制、これがこれからは一層求められるというふうに考えております。子どもたちの成長を切れ目なく支えていけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。
○保健福祉課長	それでは保健福祉課から答弁をさせていただきます。
	子どもたちの健康課題は、視力の問題のみに関わらず、生活習慣病予備軍、心理的

問題、痩せや肥満など、教育長の答弁にもあったように幅広く多岐にわたっております。その背景には、子どもたちの生活習慣の変化やゲーム、デジタル機器とのつながり、また核家族化や地域とのつながりの希薄化など、子どもたちの健康は、大人たちの生活、すなわち社会の変化に大きく影響を受けます。

このような中で、国ではこども家庭庁が創設され、村でも今年度からこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターの目標の中に子どもを取り巻く福祉、教育、医療、全ての面から包括的に子どもの育ちを支えていくことがあります。

現在、保健福祉課では主に妊娠期から保育園卒園までの乳幼児期、教育委員会で小学校入学から中学卒業までの健康管理をしています。

今後は子どもの育ちを妊娠期から社会的自立まで切れ目なく見守り支援できるよう、教育委員会と一体となり包括的に子どもの育ちを支えていけるようにしていきたいと考えております。

○5 番 （桂川 雅信） 今お答えいただいたように、乳幼児から成人するまで一体的に子どもを捉えて包括的に支援をしていくということでお答えいただきましたので、この方向で、ぜひ教育委員会と保健福祉課のほうで連携をもっと密にして進めていただきたいと思います。

1つ、今回の眼科健診の結果の中で気づいたことがあります。先ほども質問の中で申し上げましたけれども、国が弱視異常の発生率2％程度というふうに言っている内容よりも村での結果は少し高い結果が出ていました。はるかに高い年もあったようです。

それで、このことについてですけれども、今もちょっと保健福祉課長から話がありましたが、子どもたちを取り巻く生活環境が変わってきているのではないかという指摘も保健師のほうからありました。単に生まれながら弱視の傾向、屈折の異常があるだけではなくて、生まれた後の生活環境で物を見る環境自体が変わってきている可能性がある。例えばパソコンですとか、画面を見る習慣がある子とない子とか、そういった生活環境についても今後は考慮する必要があるんじゃないかという話がありました。このことについては、ちょっと今後の調査を待ちたいと思います。

2番目の質問です。

弱視の治療のために小さな子どもが矯正のための分厚いレンズのめがねをかけることがあります。周辺の大人や子どもたちが弱視のことをよく理解して接することができるよう保健センターと教育委員会は絶えず弱視に関する啓発活動を村民全体に定期的に行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○教 育 長 では、最初に教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

これまでの話のとおり、弱視に限らず、様々な疾病について子どもたちが知識を持つことは、そうした状態にある友達を理解するために、あるいはそうした自分を理解するためにも大切な学びになるというふうに考えます。

学校教育においては、そうした疾病を知るっていうこと以外にも、学校教育全般で、他者を理解し尊重する心、あるいは自己を理解し尊重する心、そうしたことを学んで

	いるわけですが、そうした学びを土台にして、より具体的なケースに基づいて学ぶことが、子どもたちにとってはより理解しやすく効果的ではないかというふうに考えているところでございます。これまで、そうした状況に対しては、そのような指導、支援をまいっております。
○保健福祉課長	保健福祉課からお願いします。
	質問 1 の回答で申し上げたとおり、子どもたちの健康は大人たちの生活、社会の変化に大きく影響を受けます。そのことを村民全体に啓発していくことは大切だと思いますので、今後は定期的に広報していくように努力していきたいと思います。
○ 5 番	(桂川 雅信) 実は、この問題は、私が子どもの頃、若い頃に、私の友人で斜視の友人がおりました。斜視の弱視の一つだそうですけれども。めがねをかけていましたけれども、非常に見た目が、斜視ですので、もう斜めのほうを見ているっていうのがはっきり分けるんですよ。それで、心ない言葉をかける者もいたわけで、そのことが大変気になっていました。
	村ではそういうことはないと思いますけれども、今お話しいただいたように、ぜひ周辺の人たちへの周知をしていただきたいと思います。
	このことについては、日本眼科学会、眼科医会、小児科眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練士協会が連名で「幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ」という文書を出しております、「～弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い～」っていうのをしております。ぜひ注意深く子どもの治療過程を見守っていただきたいというふうに思います。
	3 番目の質問です。
	子育て支援というと、とにかく支援額が話題になりますが、3 歳児眼科健診での屈折検査費用は視能訓練士への本年度委託費用 2 万 3,000 円でした。この金額で子どもの生涯を通じた視力を確保するための診断を行い、治療に進むことができるという点から考えると、子育て支援とは、金額だけではなく、子どもたちの未来のために意欲的に活動できる人材をきちんと確保することも根本的な問題なのではないかと考えますが、村長の見解を伺います。
○村 長	3 歳児眼科健診で屈折検査を実施するために、保健師は事前検討を行ったようです。
	検査機器は高価なため、対象児童数から見て、言葉はいけないんですけれども、適切かどうか分かりませんが、費用対効果という点から村当局に対する購入要求を断念して視能訓練士による検査を公立病院等に相談、依頼をした結果でありますけれども、飯田市立病院のみ応じてくれたことで厚生労働省通知より早く 3 歳児眼科健診が実現したと、こういう経過をこの御質問があって初めて私は知ったところでございます。
	自らの学習と研さんを積み、他市町村の保健師等と情報交換を行う保健師をはじめ看護師等の専門職の職員のこういった姿勢には頭が下がるし、賛辞を贈りたいというふうに思っております。
	御質問がありましたとおり、子育て支援につきましては、こういう専門職のほかに

	ボランティア等で自発的にやったださっている皆さんもいるわけありますので、こういう皆さんをどうやって確保するかということが大事だっていうことは、私もそのように思います。
	また、専門職の言うことを今後はよく聞いて、この中で選択をしまして実行に移していく、こういう姿勢を今も持っているつもりでありますけれども、よりこういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。
○ 5 番	(桂川 雅信) この問題は、実は調べたところ、2 年前のデータですが、3 歳児健診で屈折検査を行っているところは全国平均で言うと 52%だったというふうに書いてあったと思います。
	ただ、長野県が非常に突出して高い実施率でありまして、2 年前に市町村で 90%を超えていた、77 市町村のうち 60 近くの市町村で実施をしているということでありました。
	です、そういう意味では、長野県の保健師の団体ではこの問題の勉強がかなり繰り返して行われていて、村の保健師の皆さんもそこからの情報を得てかなり早い時期に立ち上がっていた。逆に、長野県のほうに中川村の活動が影響を与えていた可能性もあったんじゃないかなというふうに思います。
	そういう意味で、こういった専門職の人々の活動をぜひこれからも意欲的に支えるような行政の仕組みといたしますか、仕掛けも私は必要なんではないかなというふうに考えました。
	次に移ります。
	2 番目「マイナ保険証を持たない方への資格確認証の発行について」です。
	広報なかかわ 7 月号では、
	令和 6 年 12 月 2 日以降に、保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、お持ちの保健証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。
	と記載されています。
	もともと任意であるマイナンバーカードの申請と国民皆保険制度である医療保険制度をひもづけてしまうこと自体に制度的な混乱があり、これを無理矢理進めようとして現行保険証を 12 月 2 日以降廃止しようとしたことから、さらに問題がこじれてしまっています。
	県内の開業医らでつくる県保険医協会は、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせたマイナ保険証について、県内 77 市町村の国民健康保険加入者への対応などをまとめた調査結果を 7 月 29 日に発表しています。
	現行保険証は 12 月 2 日以降新規発行を終了するとしており、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書の送付対象に関する質問では、16 自治体、21%が申請者に限って発行すると回答していますが、一方、政府はマイナ保険証を持たない人に資格確認書を申請なしで交付する方針です。
	申請者に限定した発行以外の回答では、「マイナ保険証の利用登録者以外」が最多の

	30 自治体、39%、「全保険加入者」が 10 自治体、13%などだったそうです。 「マイナ保険証登録者のカード有効期間を把握しているか」との問いでは、7 割の 54 自治体が「把握できていない」と回答しています。 これらは、医師会や保険医団体が繰り返し要望しているように、マイナ保険証を認めるかどうかに関わらず、医療保険の保険証を従来どおり発行してどちらも使用できるようにしておけば何も問題が起きず、自治体の余分な費用もかからないのに、保険証を廃止するという愚策に国民が付き合わされている典型です。 しかも、先進国のデジタル化に後れを取った日本が追いつくための愚策かと思いきや、G 7 の 7 か国で国民 I D ナンバーと医療保険を統合しようとしている国は日本以外にどこにもないという愚策中の愚策です。この愚策に付き合わされる国民と自治体は、たまったものではありません。 そこで伺います。 村は、 マイナンバーカードを保有していない方には、お持ちの保健証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。 と記載していますが、その準備は既に整っているのでしょうか、準備状況について伺います。 資格確認書は保険者が交付するものなので、中川村が保険者となっている国民健康保険のみですが、説明をさせていただきます。 国保被保険者の方へ交付する資格確認書の準備についてですが、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方の情報が今年 10 月頃から定期的に保険者へ連絡が来ます。対象者には、切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、申請なしで資格確認書を交付していきます。システム改修も準備を進めていて、交付に間に合うように進めています。 資格確認書の発行等についての国からの情報は、今年 2 月に来てから、その後、詳細な情報が来ていません。今年 10 月頃からというのもその当時のものです。現時点での情報ということで御理解いただくようお願いいたします。
○保健福祉課長	
○ 5 番	(桂川 雅信) 今お話のあった国保のシステム改修については、すぐに終わる、いつ頃終わるということになっているんでしょうか。
○保健福祉課長	今年の 12 月 2 日以降に国保に加入した方や転入者などは、既に国保の被保険者証というものが発行できなくなりますので、12 月 2 日以降に資格確認書が発行できるように、システム改修は間に合うように準備を進めております。
○ 5 番	(桂川 雅信) 次の質問に行きます。 広報なかがわでは令和 6 年 12 月 2 日から現行の保険証は廃止されると書いていますが、続いて今回送付する国保保険証、後期高齢者保険証は記載された有効期限まで使用できると書いています。この記述は今回届いた保険証が 12 月 2 日以降に使用できるのかどうか曖昧な表現となっています。廃止されたら使用できないのではない

	かというごく普通の疑問にきちんと答える書き方にすべきではないでしょうか。 政府の公式発表は、保険証の廃止ではなく、2024——令和 6 年 12 月 2 日以降、新規の健康保険証の発行は終了し、同時点でお手元にある有効な保険証はその時点から有効期限まで使用することができるのではないかと思います、いかがですか。 議員のおっしゃるとおりで、先ほども申しましたが、今年 12 月 2 日以降に中川村国保に加入した人——転入者も含まれますが、の新規の被保険者証の発行や紛失してしまった方への再発行が終了となります。 今お持ちの被保険者証は令和 7 年 7 月 31 日まで使用できます。 言葉が足りなくて大変申し訳ございませんでした。
○保健福祉課長	
○ 5 番	(桂川 雅信) 私と同じようなことをやっぱり考えている方がいらっしゃるようで、曖昧な表現でどうなったのか分からないっていう方がどうもアンケートを取るとあったようで、先日、先ほちょっと紹介した開業医でつくる保険医団体協議会のほうでアンケートを取ったときに、有効期限までではなくて、12 月 2 日以降は、もう今の保険証——新たに発行された保険証ですが、これも使用できないと思っていたっていう方が 1 割いたそうです。 ですので、そういう意味では、こういう曖昧な書き方はせず、1 年間、きちんと有効期限まで使用できるということをもう一度強調しておく必要があると思います。 次の質問です。 広報なかがわでは、マイナ保険証を解除して資格確認書により医療を受けたい方はどうすればよいのか、案内がありません。 厚労省は、令和 6 年 2 月 9 日付の厚生労働省保険局の事務連絡として、本年 10 月以降は、被保険者から保険者に対してマイナ保険証の解除申請がなされれば、申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付することにしているはずです。これは昨年 8 月 8 日に取りまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」において ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができるよう、システム改修を行う。 こととされており、マイナ保険証の利用登録の解除申請をした人で有効な健康保険証がない人には、受付と同時に資格確認書の交付手続がされるとしています。 村民にはいつの時点でマイナ保険証の解除方法を知らせる予定なのか伺います。 マイナ保険証の利用登録解除の申請は、今年 10 月頃から保険者が受け付けます。村では中川村国保、後期高齢者医療被保険者の申請を受け付けます。 10 月以降、詳細な情報が出たところで広報できればと考えております。 社会保険や共済組合等に参加されている方は保険者へ問い合わせいただく形となります。
○保健福祉課長	
○ 5 番	(桂川 雅信) 今いただいた回答の中では国保だけではなくて後期高齢者のほうも村で受け付けると伺いましたが、それでよろしいですか。

○保健福祉課長 はい。後期高齢も村で受け付けます。

○5 番 (桂川 雅信) このことについて、ちょっと最後の質問になりますけれども、本年10 月以降にマイナ保険証の介助申請をした被保険者に対しては資格確認書の発行を行う旨の広報が必要と考えますけれども、御見解を伺います。

○保健福祉課長 10 月以降、詳細な情報が出たところで広報していきます。

○5 番 (桂川 雅信) 国は10 月以降に資格確認書の交付手続ができるようにするというふうにしていますので、ぜひ早く準備を進めていただきたいと思います。

 このことを自治体がやらなきゃいけないのもちょっとひどいなと思いますけれども。次へ移ります。

 3 番目です。「地域防災計画は定期的な見直しが必要」と題して質問をいたします。

 本年1 月の能登半島地震では広い範囲で携帯電話が使えなくなったことを受けて総務省が原因をまとめたところ、通信ケーブルの切断による割合が6 割近くに上り、過去の災害と比べて大きかったことが分かりました。このときの地震では電話、インターネット等の通信サービスに大きな影響が発生したため、特に被害が大きかった地域を中心に衛星携帯電話が活用されました。総務省では被災した地方公共団体等に対して災害対策用移動通信機器として備蓄していた衛星携帯電話を最大102 台無償貸与したと報道されています。

 今回のような状況に備え、輪島市と珠洲市は地域防災計画に孤立化が懸念される山間地集落などには衛星携帯電話などの災害に強い通信機器の配備に努めると明記していましたが、いずれも地震が発生した時点でどの地区にも配備していなかったことが分かっています。

 重大な点は、孤立集落などの状況を伝えられない場合、救急救命や物資の調達を要請できずに災害関連死につながるおそれが拡大することであり、大規模災害の場合に孤立集落が発生する可能性のある自治体の場合は、応急的な通信手段として衛星携帯電話の配備は地域の災害救援のためには必須の手段となっています。

 中川村地域防災計画では、「第25 節 通信・放送施設応急活動」の中で「主な取組み」として「1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。」とし、「オ 孤立防止のための無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。」と記載しております。

 また、「イ 非常災害時における通信の確保」「(ア) 情報の優先順位」では、

 災害が生じた場合、関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集、伝達することになるが、その場合人命に係わる情報（地震情報や災害の発生拡大状況等）を優先して収集、伝達する。電話による通信が可能な場合は、原則FAXによる文書連絡を行い、電話を補完用使用する。

 とあります。

 また、「(2) 実施計画」の「通信・放送事業者が実施する対策」では、

 エ 携帯電話等の貸出し

 避難所等における通信確保のため、村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（中

略)、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

と記述されています。

 地域防災計画を策定した当時と比べて通信機器類の開発は格段に進んでおりますし、大規模災害時の想定もさらに一步進んでいます。能登半島地震では頼りにしていた携帯電話が使えないというこれまでに想定していない事態も発生しており、今後は大規模停電や無線基地局、通信ケーブルの被災なども考慮していく必要があります。

 非常時電源の再構築や衛星携帯電話の整備なども、災害対策本部だけでなく、孤立予測地域や自主防災組織などとの連携を考慮しておく必要があると考えます。

 全国的に見ると、衛星携帯電話の配備やレンタルを実施するための条例整備を行ったところもあるようです。

 南海トラフ巨大地震の臨時情報、巨大地震注意が出されたばかりでもあり、これを機に大規模災害で被災した際の準備状況を再点検する必要があると感じます。

 中川村地域防災計画は2021 年3 月に全面改定がなされておりますが、これらの通信機器類の整備状況を考え、以下の点を担当課の見解を伺います。

 2 点続けて質問いたします。

 1、中川村地域防災計画のうち情報伝達手段や通信機器類の記載に関しては、その時々 の進展に合わせて改正し、実施する必要があるのではないのでしょうか。

 2、大規模災害被災時の通信手段の確保に関しては、衛星携帯電話の配備やレンタルなどは、緊急を要することですから次年度予算を待たずに速やかに整備をする必要があるのではないのでしょうか。

○総務課長 それでは、2 点、御質問をいただきましたので、2 点の答えをしたいと思います。

 通信手段の確保につきましては大変重要なことであり、音声、データ通信等による情報収集・伝達ができるよう、通信が維持できることを基本に、通信施設に被害が発生した場合につきましては関係機関と協力して通信手段の早期確保に努められるよう、地域防災計画の見直しにつきましては随時見直しを行っていききたいというふうに考えております。

 2 点目でございますけれども、大規模災害時の通信手段につきましては、発災直後の村内各地の被災状態の早期把握と救急救助活動の早期実施をする上で非常に重要でございます。情報通信の孤立状態だけは避けなければなりません。

 現在、村では、衛星携帯電話イリジウムというものを災害対策用として役場に2 台配備しております。緊急時には通信不能地域へ配備して通信を確保するようにしていきます。

 そのほかに、各地と消防に簡易デジタル無線機の配備と防災行政無線を活用した相互通信施設を整備しております。各地区集会所と役場は音声による通信ができる状態にあります。

 しかしながら、一部の地域では聞き取りづらい場所もあります。現在、IP 電話等のデモを行うなど、方式や通信機器類の検討を行っているところであります。できるだけ早い時期に孤立が想定される地区に衛星携帯電話もしくはIP 無線機を貸与する

		など、発災直後から被災地域との通信が確保できるよう環境整備を進めていきたいというふうに考えております。 （桂川 雅信） 個人的な考えですが、通信機器類は日進月歩ですので、高い費用で購入しても短期間のうちにそれらの機器類が陳腐化してしまうことがよくあります。これを考えると、機器類の購入よりもレンタル方式のほうが実態に即しているんじゃないかというふうに私は考えます。 他市町村でもレンタルで貸与する方法をどうも検討しているところがあるようですので、これは検討に値する内容だというふうに考えております。 3番目の質問です。これは全協でもちょっと御質問いたしましたので、どうなっているか、その後をちょっと伺いたいと思います。 大規模災害時に村内各地区での被災状況はそれぞれで異なっているはずですが、村として各地区での最低限の防災用品、器具類、整備リストを提案して整備状況をチェックしておく必要があるんじゃないかとも考えますが、いかがでしょうか。 村では平成28年・29年に自主防災組織用防災用品購入事業としまして防災備品の整備について補助制度を設けまして、各地区で整備をしていただいたところであります。 現在、災害は大規模化、頻発化しており、各家庭、各地域での防災備品の整備は重要というふうに考えております。 今後につきましては、中川村地域防災力向上支援補助金事業を創設し、災害への備えを各地区でお願いしていきます。総代会の折に予定されている補助事業の説明と防災用品の使用期限の確認をお願いしたところであります。その際には、議員の御指摘のとおり、各地区の戸数、人口により、どのくらいの整備が必要なのか、必要最低限の整備リストを作成し、各地区のほうに配付をいたしまして、地区防災備品の配備や整備に活用していただく予定であります。 この補助事業につきましては、今現在、各地区での要望を取りまとめておりますので、できれば12月の補正をお願いをしていく予定でございます。 （桂川 雅信） 以上で質問を終わります。 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。 [午後0時04分 休憩] [午後1時10分 再開] 会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 3番 中塚礼次郎議員。 （中塚礼次郎） 私は、さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 「マイナ保険証と保険証廃止への対応について」ということで質問をいたします。 全国ではマイナンバーカードの交付枚数が1億枚を超えましたが、厚生労働省によるとマイナ保険証の利用率は6月が9.9%、前の月から2ポイント強上昇したものの、
--	--	--

		なお普及が進んでいません。 そこで、中川村でのマイナ保険証の利用状況はどのような状況かということでお聞きいたします。 村では、中川村が保険者であります国民健康保険に加入している方の利用率が分かりますので、これ以外はちょっと分かりませんので、最近の6月1か月について申し上げます。 なお、利用率が分かるのは、国保連合会から利用状況を送信してきますので、それで分かるということでございます。 まず6月の時点の中川村国保の被保険者数、6月の時点では985人であります。それで、マイナ保険証を利用した方が69人でございます。 利用率を出すやり方でありまだけれども、国保連合会では、外来でレセプト――診療報酬の請求の紙といいますか、1件につき1枚ずつレセプトっていうものが発行されますので、レセプト件数に対しての割合になります。 レセプト枚数――件数と言ったほうがいいんですけど、6月は1,343件でありました。したがって、保険証を利用した人は69人でありますから、率にしますと5.1%であります。 （中塚礼次郎） 中川では5.1%ということです。 全国的に思うように普及が進まない状況ですが、普及を進める側の国家公務員の利用率は5.73%、これは5月8日の厚労省発表のものです。それが国民平均利用率の6.56%よりも低いことが最大の問題だというふうに思います。そもそも政府の職員が利用しないのに国民に勧めるという構図自体が一番信頼性を損ない揺るがしているというふうに私は思います。 そこで、進める側の行政としてこのような現状をどのように捉えているかお聞きいたします。 マイナ保険証を取得して、それを利用しない理由、これは登録していないから利用しないんだろうと思いますけれども、最終的には国家公務員の皆さんに聞いてみないと、申し訳ありません、分かりませんが、マイナ保険証を持っていたとしても医療機関がマイナ保険証の対応準備ができていないことも中にはあったかもしれません。 村内の医療機関には、オンライン資格確認端末導入、こういうことに対して交付金を村から交付してまいりました。昨年10月に接骨院を除く医療機関、薬局へは交付をいたしました。接骨院に関しましては本年度になって交付をしたところでございます。 マイナ保険証に対して不安がある人も多くいるというふうに思われますので、私どもというよりも、これを進めている政府が丁寧に国民に対して説明をする必要があると、こういうふうに思っております。 （中塚礼次郎） マイナ保険証の普及に関しては、新聞の報道によると歯科医でも倒産した歯科医があるということで、マイナ保険証を扱うシステムを導入するのに資金が足りなくて倒産した歯科医があるというふうな話も聞きましたので、そういう点も
--	--	--

		村長の言うように利用率の上がない理由にはなるかというように思います。 そこで、厚労省は、マイナ保険証の利用が増えない中、５月～７月を利用促進集中取組月間として、12月の保険証廃止に向けて利用拡大キャンペーンに総力を挙げて取り組むとしてきました。 その中で、薬局でマイナ保険証でないと薬は出せないと言われた事例や現行の健康保険証の患者が診療順を後回しにされたといった事例が起きていると言われていいます。 12月からはマイナ保険証でなければ使えないという誤解も広がっています。今手元にある保険証は12月2日までで終わり、12月2日以降は使えなくなるのではないかと、これは多くの人が不安な点です。そんなことはありません。健康保険証の新規発行は今年12月1日までで終わり、12月2日からは停止されます。しかし、それまでに発行された保険証は12月20日以降も最大1年使えること、手元の保険証は決して廃棄しないように周知する必要があると思います。 また、加えて、中小企業などが入る協会けんぽ、大企業の組合健保、公務員の共済組合など、被用者保険はおおむね来年――2025年12月1日まで使用が可能であり、また市町村国保、後期高齢者医療保険は、1年から2年ごとに保険証が更新され、8月に更新の新しい保険証が郵送されている場合があります、その場合の保険証の有効期限は1年間で、来年の7月31日までとなっております。 被保険者が最も心配、不安になっている保険証の有効期限が切れた後はどうなるのか。 マイナナンバーカードを取得していない人、取得していても健康保険証の利用登録を行っていない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に保険証に代わる資格確認書が保険者から交付され、保険診療を受けることができ、当面の間は申請しなくても交付されます。 しかし、資格確認書は法律上では被保険者の申請により交付することとされている点や、被用者保険、国保と後期高齢者保険の保険証の新規発行が停止される12月2日以降に加入する保険が変わったり、保険証を紛失したりした場合などの資格確認書の交付、マイナ保険証の利用登録をやめたい場合は10月末から各保険者に申請すれば医療登録の解除が可能なことなど、周知が必要ではないかというふうに思います。 さきの5番議員の質問にもありました。重複する点もあるかと思いますが、広報なかがわへの記載による周知がされておりますが、住民の心配や不安、不信任は払拭されていません。村として対応の内容を周知徹底することが重要というふうに考えますが、対応と周知への考えについてお聞きします。
○村長		先ほど5番議員の御質問のケースによってどうするんだ、こういう場合はどうだということも含めて、保健福祉課長のほうで答えをさせていただいたとおりでございますので、5番議員への答弁のとおりというふうに言ってしまうんですけど、いずれにしても、いろんなケースが考えられるし、まだ混乱もしているというか、心配になっているという方もいます。 ですから、国から10月以降どうするという通知が来るはずですけど、当面は、その
	○3番	こともにらみながら、被保険者に対して、特に国保と、これは長野県なんですけど後期高齢医療保険の加入者であります。ちょっとそこら辺についてはよく注視をして、どういう方法が一番効果的か、分かってもらえるかということも含めてきちんとお知らせをすると、こういう構えで進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いします。 (中塚礼次郎) 広報でもその都度掲載して周知徹底するようにしておるかというふうに思いますが、案外、広報を見ない方もおったりするというふうなこともあって、実際に本当に不安に思っておる人もおると思いますので、その点をしっかりとお願いしたいというふうに思います。 厚労省は医療機関や薬局の窓口で「保険証をお持ちですか」に代えて「マイナ保険証をお持ちですか」「次回はマイナ保険証をお持ちください」と声をかけるように促していて、それはマイナ保険証の利用者が増えたところには見返りとしてお金を支給しているためです。 厚労省は1月からマイナ保険証の利用率が昨年10月から5ポイント以上増えたところに支援金を出してきましたが、利用率が低迷、集中月間では利用者数の増加に応じて診療所や薬局に最大10万円、病院に最大20万円の一時金を出すこととし、それでも利用率は5月時点で7.73%と、4月比では1.17%増にとどまっており、一時金を20万円、40万円と倍に引き上げました。 コロナ禍の感染症防止の補助金など、通常、補助金は申請が必要ですが、マイナの場合は申請不要で、自動的に医療機関などの口座に振り込まれる破格の扱いになっています。 また、マイナ保険証の普及に巨額の税金が投入されている点です。 厚労省は2023年度の補正予算でマイナ保険証の普及に向けた取組の推進として887億円の予算を計上しました。 それに、今年の診療報酬改定では、マイナ保険証の一定の利用実績などの要件を満たす医療機関には初診料に80円を加算、そこを受診する患者はマイナ保険証か現行の保険証に関わらず負担増となりました。 政府は既にマイナナンバーカードの取得やマイナカードを健康保険証とひもづけした人などへのポイント付与として約1兆3,800億円の税金を使っています。巨額な税金を投入してもマイナ保険証の利用が伸びないのは、私は窓口で有効期限切れと出たり被保険者である資格確認が無効と出たりする事態が起きているからだと思います。これでは保険証の意味がありません。 誤って別人にひもづけされることへの国民の不安も消えていません。厚労省は現場の混乱や患者の不利益を重視して丁寧に取り組むべきというふうに考えます。 これらの点について考えをお聞きいたします。
	○村長	9月2日付の信濃毎日新聞の記事にありましたので議員も御覧になったかと思いますが、このようにありました。 「病院や薬局で、マイナ保険証の有無を聞かれることにプレッシャーを感じた」と

いう見出しで、「マイナ保険証のアンケート」これは全国 18 地方紙の合同アンケートだそうで、信濃毎日新聞社もそこに加わっているようですが、「マイナ保険証のアンケートでの自由記述にはこんな回答もあった。」ということでもあります。

　　マイナ保険証の利用者増加に応じて支給する国の支援金制度もあり、医療機関や薬局では患者にマイナ保険証の持参を呼びかける声かけが広がっていることが背景にある。だが普及を進めようとすると、患者と医療機関や薬局の間でトラブルが起きるなど、双方に負担感が広がっている。

　　というふうに記事にはありました。

　　トラブルが毎回起きているというわけではないとは思いますが、医療を受けて、ふだんどおり本人支払い分を窓口へ最終的には払っていくと、そういう医療機関にかかったときの一連の行為がスムーズに流れるっていうことが、自分が本来はどこ

○ 3 番　　（中塚礼次郎）　私は信濃毎日新聞でなくて中日新聞なんであれなんです（笑声）、ほかの新聞でも今村長の読んだ内容やいろんな問題があるということは承知しております。

　　今行われております自民党総裁選に出ている大勢の候補者の中の 2 人くらいの発言が問題になっておるけれども、これは、今までの保険証をなくしてマイナに切り替えるっていうのはちょっと問題があるっていうような発言をして、河野大臣は政府で決めたことに何だ今さらというふうなことで、テレビでもそんなようなことが出ております。

　　今は、そういうことで自民党の総裁候補者の中でも一つの意見になっていないと、マイナ保険証に替えることは問題だ、もうちょっと慎重にやるべきだっていうふうな声があるというふうに聞いて、いや、もっと早くにそういうことを言ってもらいたかったなと私は思います。

　　私も薬局に行くたびにマイナ保険証はお持ちですかというふうに聞かれます。処方箋があれば薬は出せます。マイナ保険証を強要するようなキャンペーンやマイナ保険証でないと薬が出せないといった誤った対応を是正すべきです。そもそもマイナンバーカード取得は任意であり、差別的な対応は許されません。

　　政府は今年度予算で社会保障の自然増分の約 1,400 億円を圧縮しました。税金は、強引なマイナ普及ではなく、医療の充実に使うべきです。

　　健康保険証の廃止の中止と保険証存続を求めまして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長　　これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

　　次に、2 番　松村利宏議員。

○ 2 番　　（松村　利宏）　私は通告書に基づき 1 問を質問いたします。

　　第 6 次総合計画では、村づくりの基本方針を 4 項目設定し、住民生活の一層の質的向上と人口減少の急激な減少の抑制、地域のさらなる活性化に資するよう住民一人一人、地域、企業、各種団体、行政等が共に取り組むとしています。

　　村づくりの基本方針を推進するためには土地利用について考えなければなりません。土地利用の課題は前期計画の 5 年間で大きく変化しました。

　　1、空き家、未利用地、面積が小さい農地の荒廃化が一段と増加しており、特に土地の持ち主が村に住んでいない土地の活用、管理が課題です。

　　2、散在する宅地が存在し、効率のよい公共サービスを提供する土地利用、コンパクトな村づくりが課題です。

　　3、浸水・土砂災害が多数発生しており、防災、減災に配慮した土地利用が課題です。

　　4、宅地に隣接する農地、里山、中小河川に隣接する森林の荒廃が一段と増加しており、保全に配慮した土地利用が課題です。

　　5、高速交通網の整備に伴う土地利用が全く検討されていない。リニア中央新幹線の開通が 2034 年頃に延期されたことにより、好循環を土地利用が課題です。

　　6、小中一貫校整備に伴う小学校、未活用村有地の存在、職業の選択が可能な産業育成がなされていない。若者が職業を選択できる産業を育成できる土地利用が課題となっています。

　　そこで、各種課題について質問していきます。

　　1、宅地、農地の管理者が不在となり、各地区で荒廃家屋、荒廃地が急激に増加しています。

　　現在、村では地域計画を作成し、農地を長期間使用できるようにしています。大規模・中規模農地は農業者への集約ができ、地域計画の目的を達成できると思慮します。

　　しかしながら、家屋、小規模農地は、各地で使用者がいない、いたとしても家屋、農地が荒廃しています。今後、急激に家屋、小規模農地の管理者が不在となることは明らかです。この現状、課題を解決するための方策について村長の見解をお聞きします。

○ 村 長　　議員が土地利用上での課題をおっしゃれましたが、まず家屋、宅地についてであります。

　　そうならないためにどうするのか、宅地、建物と農地とでは扱いが違っておりますので、それぞれに分けて考え方を述べさせていただきます。

　　まず宅地や建物についてであります。そうなる前に活用できるように村の空き地・空き家バンクなどを活用して賃貸借ですとか売買などにこれが進めばいいわけでありますがけれども、実際にはそうっていないという例がほとんどであります。

　　それで、管理事前物件となってしまった場合について申し上げますと、村の施策としましては、管理がされず、そのまま放置すると周囲に危険を及ぼすような状態の空き家については、村の空家等対策計画に基づいて空家等対策の推進に関する特別措置法に規定をいたします特定空家等に指定し、所有者に対して適正な管理の指導、勧告、

命令を行うことができ、さらに所有者が従わない場合には行政代執行の措置を講じることができることとなっております。

ただし、特定空家等の判定基準は非常に厳しくて、実際に指定するにはそれなりの調査と手続が必要になっております。現在、これに従って村では1件の取組を進めておりますが、半年以上たってもなかなかこれが所有者等の調査で動かないのが実態でございます。

それで、これ以外に、中川村には美しい村づくり条例というのがありまして、村内に土地、建物等を所有または管理する者は自らが所有、占有、管理する土地及び建築物等の適正な管理に努めることを責務というふうに定めておりまして、適正な管理がされず周辺の景観や環境を著しく阻害する場合は適正な管理を要請し、さらに景観審議会に諮って勧告を行うことができるというふうにも規定しております。

ただ、これも、これまでに実際に勧告に至った、そこまで持ち込んだ例はありません。

そうならない、そうさせないために、現在、美里地区をモデル事業的に地区住民の方に集落支援員をお願いして、地区内の空き地・空き家物件の掘り起こしですとか、移住希望者への地区の案内や説明をお願いできるように協議を進めておるところであります。

また、総代会の際に地区総代の皆様方に地区内の物件に関しましても村へ相談をいただくように担当課からお願いをしております。

続いて放置関係について申し上げます。

現在、不在地主による不動産などの荒廃などについては年々深刻度を増しております。

農地については、今年度末に策定予定の地域計画により、10年後の農地、農業の在り方を地域が一体となって検討しております。

地域計画は担い手となる耕作者への面的な集約を基本としておりますけれども、農地の集約、集積のみを捉えるのであれば、当然、面積が大きな圃場の条件のよい農地が優先され、大規模な担い手に集積されていくのかもしれませんが、中川村の中でもごく限られた場所だというふうに思っております。

それで、地域の農地を守り活用する観点からは、区画の大小に関わらず、地域内の土地と認識した上で、農振法、農地法にのっとり適正に管理されていくべきだというふうに考えます。

これは条件不利地の排除を促すものではありません。条件の悪い圃場は、村単独の自営土地改良事業、これも用意してございますので、これの活用が一つの手段であるということも考えられますし、不在地主との可能な限りの調整により管理を継続していくことが現段階での荒廃を防ぐ方策であるというふうに考えておるところでございます。

また、不在となることが見込まれる農地の増加の防止は、村総合計画による人口減少など根本的な原因に対する対応、通知目標を踏まえまして、農業後継者、新規就農

者など、担い手となり得る人材の確保が一つのポイントとなるというふうに考えておりますので、解決のためにはこういう皆さんを確保していくということも方策であるというふうに考えております。

○2番 (松村 利宏) 今は、宅地、それから家屋と、それから農地というふうに区分していただいて答弁いただきました。

特に農地のほうですけど、私も小規模農地のところは移住してきた方で農業をやられている方にいろいろお願いしたんですが、やはり2反とか3反とか、そのぐらいの面積でないと、やっぱりもう機械が大きくなっているんで、野菜を作っている方でもなかなか小さいところは御勘弁くださいというふうにみんな言われます。かなりの方に聞いたんですが、なかなか難しい。

では近所の方が使えるかっていうと、なかなか、私も自分のところの家庭菜園のだけで手いっぱい、そのほかには広げられないと。

あとは農業者の方、私たちの年代ぐらいの方ですけれども、無理やりお願いして、いろんな、ソバとか、そういうのを作ってもらっているんですが、これもいずれまた、ある意味、高齢者ですから、そうするとなかなか難しいかなってところがあるんで、この辺もちょっと今後取り組んでいくところをしっかりとやっていく、私も考えてしっかりとやっていきたいと思えますんで、今答弁いただいたところを含めて連携していくということが大事だというふうに思っています。

次に2番に行きますと、ここも同じような質問でありますので、ちょっと行きます。

各地区では管理者が不在となっている宅地、小規模農地の管理が課題となっています。景観・小動物対応として、最低限、草刈りを行うことが必要です。

しかしながら、各地区では、道路とか河川、それから水路などの草刈りを行っていますが、高齢化、人口減少により草刈りを行うことがかなり厳しい状況になっているというふうに思います。

管理者が不在の宅地、農地は、地権者と連絡が取れても草刈りなどを拒んでおり、地区近傍の人がボランティアで草刈りなど管理を行っているのが実態です。

村は宅地、農地の管理者に連絡をしています。制度がないため何もできない状態が続いています。一番は、今ありました宅地、家のほうは制度があるわけですが、そこはなかなか実行できないというところもあるかと思えます。

今、国では、空き地の荒廃防止を図るため、自治体に是正勧告ができる制度設計の検討を開始しているというふうに聞いております。これは、特に家屋、それから宅地のほうが主体だというふうには思いますが。

村の施策が何か具体的にあればお聞きしたいと思えます。

○地域政策課長 宅地、建物等に対する村の施策、対応につきましては、先ほど村長が答えたとおりであります。空家等対策特別措置法、または美しい村づくり条例に基づいた対応以外に今のところないのが現状であります。建物のほうは、そういうことであるんですが、議員のおっしゃるとおり、宅地、土地の関係が今はないというような形であります。

国土交通省は、昨年改正されました先ほどの空家等対策特別措置法と同じように、

問題のある低未利用土地を市町村が指導、勧告できるように、関係法令を来年の国会へ提出予定との報道がございました。これについては、議員の言う管理不全の土地に対しての改善につながるものと期待しており、内容を確認しつつ、国の動向に注視していくように努めたいと考えております。

○ 2 番 (松村 利宏) 国のほうも、多分全国から、特に都市部も含めて、やはり問題っていうことで提起されていると思いますんで、私もしっかりと把握していきますので、連携を取りながら改善できるものはしっかりやっていきたいというふうに思います。

次に行きます。

人口減少社会においては一定の公共サービスを維持するためにコンパクトな村づくりが必要になります。

村の公共施設は南向地区に庁舎、福祉施設、片桐地区に文化・レク施設があり、小中一貫校は片桐地区に建設されます。

今後は、小学校の用地を活用、それから庁舎建て替えなどを後期計画で検討することが必要になります。

コンパクトな村づくりについて村長の見解をお聞きします。

もし担当課として方向性っていうのがあるようでしたらお聞きしたいと思います。

○村 長 ちょっと長くなりますけれども、イメージを想像しながらお聞き取りいただければと思います。

将来を見据え、人口減少社会において一定の公共サービスを維持するためにコンパクトな村づくりが必要だということは、おっしゃるとおりだというふうに思います。

今現在の施設を同じだけ維持管理していくには将来的な予算も多大になることに加え、老朽化による建て替えが必要になってくる施設もこれから出てまいります。

これまで、昭和 50 年代には役場庁舎ですとか学校施設、公営住宅が建設され、平成の前半に牧ヶ原への文化施設、体育施設が建設され、平成 15 年以降には若者専用住宅など村営住宅の建設が相次いだというようなことでございました。

それで、人口減少が続く中、限られた財源を有効に活用するためにも、計画的な維持修繕と設備更新で長寿命化を図っていくものというふうにしますけれども、在り方の検討も行い、統廃合も必要ではないかというふうに考えておるところであります。コンパクトながら地域や拠点が持続的な交通ネットワークで結ばれるという観点も加えて村づくりを進める必要があるというふうに思っております。

それで、それぞれのところについてですが、学校につきましては小中一貫校としての新学校が令和 13 年度に開校予定で計画が今現在進んでおります。新しい学校の建設に伴う公営住宅の移転新築も必要となってきましたし、保育園の在り方検討も始まろうとしております。

新たな学校建設までには、コンパクト、プラス、ネットワークという考え方に立脚した村づくりの方向性を示す土地利用計画であります立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの改定に向けた準備を現在進めております。これについては、基礎資料となるところを先ほどの補正予算でお認めいただきましたので、この調査を先行

させ、来年、再来年までにはきちっと計画をつくるという考え方であります。

それで、計画ができたからといってすぐにコンパクトな村になるわけではございませんので、村民の皆さんの協力を仰ぎながら時間をかけて取組を進めざるを得ないというふうに思っております。

公共建築物につきましては公共施設等総合管理計画に基づき適正に維持していくというのが基本になりますけれども、計画の中でも統廃合を含めた施設の見直しを行い、今後は維持管理予算もコンパクトにしていく必要があるかというふうに思っております。

それで、6 月議会で御質問がありましたので 4 番議員にもお答えしたとおり、将来にわたり住みやすい居住空間、商工業の事業所、医療・福祉施設のあるべき場所、公共施設の配置など、もう一度整理して考える必要があるというふうに思っておりますし、具体的に事業を進めていくには、関係する部署が情報共有し、今後連携して取り組んでいくと、こういうことで、関係部署による事業調整会議を適宜開催しながら進めていく考え方でございます。

○ 2 番 (松村 利宏) やはり村のほうも、村のほうの施設へいろいろお金もかかりますし、古くなっているものも相当出てきていますので、それも含めて――今後の村の在り方っていうのは、今後、後期計画か第 7 次総合計画まで行くようになるかと思うんですけれども、それも含めてしっかりと計画を立てていただくということで、私もそれにしっかりと連携をさせていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

伊南、南信州北部は国道 153 号の改良が唯一残っている地域であり、特に坂戸地区の改良を先行的に行うことが必要となります。

中川村内における国道 153 号線の位置づけ、期待する事項、危険リスク対応などを検討するための勉強会を立ち上げ、国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会に提案すべきと考えます。

さらに、後期計画で国道 153 号の路線について計画することを提案します。

村長の見解をお聞きします。

ちょっと続けて次も言っておきます。

高森町山吹と豊丘村河野とつなぐ天竜川への架橋建設が進んでおり、国道 153 号との交差点の状況が松川町における国道 153 号に影響を与えと思慮します。松川町と密接に連携することを提案します。

さらに、これは県に要望しても県のお金でやるわけにはいかないんで、国の直轄工事でやる必要があるというふうに考えておりますので、国への陳情、これが必要だと考えます。

中央自動車道松川インターチェンジ、国道 153 号、J R 飯田線などの活用を図るためには、松川町、飯島町との密接な連携が必要となります。

中川村が人口減少対応、持続可能な経済の構築を行うためには、地形的に拡張性のある上片桐地区、七久保地区、本郷地区と町村、郡境などの課題を解決することが必

○村 長 要だと考えます。これも含めてお願いしたいと思います。

3 点に分けて御質問をいただきました。

まず国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会への提案についてであります。

国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会では、高森町下市田から飯島町本郷間における国道 153 号改良計画が策定されていないことに鑑みて、改良の早期事業化に向けた調査の推進を要望決議の一つとして国及び県に対して求めています。

現在のところ 153 号が長野県の管理下にあるということがありますので、長野県を第一にしてこれを要請し、かつ 153 号の北、あるいは飯田南バイパス、こういったところは国が直轄事業で整備を進めておりますので、国にも同時に働きかけをしていくと、こういう形で進めております。

当該区間につきましては 18 kmあるわけでありまして、急カーブですとか急勾配、特に中川村の場合には、一旦高いところから氾濫原に下り、そして、軟地質という言い方はありませんが、あまり地質のよくない坂戸橋を駆け上がって飯島町につながるという区間でございますので、冬季の積雪ですとか路面凍結に起因する交通障害・事故が多発するところでございます。

また、日常生活に支障を来し、さらには緊急輸送路としての安全性、信頼性という観点では多くの課題をおっしゃるとおり抱えております。

こういう現状に鑑みまして、引き続き期成同盟会の構成市町村である高森町、松川町、飯島町、飯田市並びに駒ヶ根市と連携しながら、早期事業化にスピード感を持って進展していくように取り組んでまいりたいと思っております。

第 6 次総合計画においては、「交通ネットワークの維持・形成」の中でリニア中央新幹線長野県駅へのアクセスをはじめとした拠点をつなぐ交通ネットワークの構築に必要な道路整備の促進ですとか、県駅へのアクセス改善のための関係市町村との連携、国等関係機関への要望活動に取り組むというふうにしておりますけれども、国道 153 号伊駒アルプスロードですとか飯田北改良などが進捗している現状を踏まえ、リニア北バイパス改良について村も積極的に関与し意見するため、今年 7 月から期成同盟会の副会長の任を拝命させていただいたところでございまして、構成市町村と連携をしながら取り組んでまいる所存であります。

次に高森町山吹と豊丘村河野をつなぐ天竜川への架橋建設の関係でございます。

新たに架橋される竜神大橋につきましては、2026 年度——令和 8 年度の下半期開通に向け、飯田建設事務所において工事を進めているところであります。

旧道となります高森町山吹と豊丘村河野を結ぶ県道市ノ沢山吹停車場線の万年橋につきましては、竜神大橋が開通後には撤去を予定しているようであります。これにより、村内、特に片桐地区から豊丘村や喬木村方面へ向かう場合は竜神大橋を通る新たなルートになるというふうに思われます。

また、竜神大橋の西側に位置する国道 153 号の山吹下交差点につきましては主要道

路の合流する重要交差点になるようでありまして、国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会での議論も見ながら関係自治体と連携した取組を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

もう一つ、最後に町村、郡境のところとの連携で課題解決をということでございます。

当村の地理的位置として上伊那の南端に当たることから、下伊那との郡境も考慮しながらの行政運営が当然必要であります。

道路、河川について言えば、近隣市町村はもとより、伊那建設事務所及び飯田建設事務所との関係があります。

この中で、特に飯田建設事務所関係につきましては、松川インター大鹿線及び松川大鹿線改良促進期成同盟会や一般国道 153 号改良期成同盟会をはじめとして、連携する機会を多く持っておりますので、引き続きでありますけれども、こういうことを通じて要望活動の場をもっと充実させていくことを考えております。

つい最近も長野県に対しての要望活動に行ってまいりました。これは主要地方道松川インター大鹿線の改良箇所に関してと、それから一般県道松川大鹿線の落合トンネルの工事、こういうことの要望に私も同盟会の一員として行ってまいったところでございます。

さらには、上片桐地区、七久保・本郷地区との課題解決ということでございますけれども、それぞれの町との連携を深め、情報交換を行いながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

特に、上下水道に関する部分につきましては、両町との勉強会——両町といいますのは飯島町と松川町であります。などをスタートさせ、広域化なども視野に入れて共に研究を進めていきたいと、こういう考え方でおります。

○ 2 番 (松村 利宏) 議会のほうも中部伊那ということで、議会で飯島町、松川町、大鹿村を含めてしっかりと連携していまして、さらに今答弁いただいたところを含めて、親密に、できるところからやっていこうということで、当然行政のほうにも入っていただくということになるかと思うんですけれども、やっていきたいと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。

村では、小中一貫校整備に伴う小学校、未活用村有地の存在、職業の選択肢が少ないことが課題となっています。小学校、未活用村有地、若者が職業を選択できる多種類の産業を育成できる土地利用について村長の見解をお聞きします。

担当課として何か特にあればお聞きしたいと思います。

○村 長 それでは、最初に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

少子化に伴う児童生徒数の減少で廃校が進み、その跡地活用菜全国で課題となっております。

文部科学省が実施をしました廃校施設等活用状況実態調査、この結果によりますと、社会教育施設ですとか社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や福祉施設な

		ど、様々な用途で活用をされているようであります。 近年では、民間事業者と連携し、創業支援のためのオフィスですとか地元特産品の加工工場として廃校施設が活用されるなど、地域支援を生かした活用も増えてきているということのようでございます。 中川村におきましても、廃校や未利用地の活用の検討に――廃校という言い方はありませんが、小中学校の統合に伴って2つの施設が空いてくるということを前提に申し上げておるわけではありますが、廃校ですとか未利用地の活用の検討に当たりましては、役場内だけで考えるのではなく、村民の皆さんや民間事業者にも協力をいただきたい。 特に、こういう点では、最近是全国でうまい活用をしている事業者がいらっしゃるようで、ちょっとこういう事業者の方を紹介していただいた点もございますので、こういう皆さんにも協力いただき進めていきたい、こういう皆さんの成功例というか、活用事例を豊富に持っていらっしゃる方がいると思いますので、そういうふうにご考えておるところでございます。 先ほど村長の答弁の中にもありましたが、都市計画マスタープランの高度化版であります中川村立地適正化計画を策定しまして、誘導区域の設定と都市構造再編集中支援事業を活用した必要な事業を進めていきたいというふうにご考えております。 （松村 利宏） 特に小学校等の施設、それから土地等の活用については、村内の事業者とか、いろんな方がいろいろ考えているっていうのも、私もいろいろ話していますので、その辺も行政の方と連携を取りながら、まだちょっと時間がありますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。 次に参ります。 村では、散在する宅地、浸水・土砂災害の多発による防災、減災に配慮した土地利用、効率のよい公共サービスを提供する土地利用が課題となっています。安全で安心できる土地利用、公共サービスを維持するための土地利用の観点から、牧ヶ原地区、チャオ周辺地区の土地利用について村長の見解をお聞きます。 これは、先ほどから言われています立地適正化計画の中で担当課のほうはいろいろと考えられると思うんですが、その中で何か特にあればお願いします。 安全で安心できる土地利用、公共サービスを維持するための土地利用という観点についての答弁ということになるかと思います。 まず防災、減災に配慮した土地利用としましては、牧ヶ原地区は浸水想定ですとか土砂災害の危険性も非常に低く、災害時の避難所となる公共施設である教育・文化エリアとして、これは問題がないところだなというふうに考えております。 それで、もう一つ、チャオ周辺につきましては、やはり中川村の中心的な商業エリアであり、村の農業と観光を紹介する農業観光交流センターのある場所でもあって、産業振興の一つの拠点でもあろうかというふうに思っております。加えて、村民をはじめ多くの人を運ぶ公共交通のハブとしての重要な場所となっております。 現在の状況を維持することに加えて、さらに魅力のある場所としていくにはどうす
○地域政策課長		
○2 番		
○村 長		

		べきかを今後検討していく考え方でおります。 立地適正化計画では、災害の危険性が低いエリア――レッドエリアは不可であります。が、低いエリアの拠点となる地域に居住誘導地域を設定し、その中に都市機能誘導地域を設定いたします。 さらに、防災指針の作成を行う必要があります。 牧ヶ原エリア、チャオ周辺エリアなどは村の拠点と言える地域であります。これらのエリアに関わらず、立地適正化計画の中では災害の危険性が高い地区から危険性の低い地区への誘導を示していく予定となっております。 （松村 利宏） 今後は立地適正化計画を作成していくことになりましたが、私もしつかりと連携させていただきたいというふうに思いますので、次に参ります。 村の土地利用の基本方針にある安全・安心な土地利用、自然、景観を生かした土地利用構想に基づき、村内の居住者、移住者、企業などが宅地として活用できるように地域ごとの場所を選定することが必要です。村の施策についてお聞きます。 これは、先ほどから述べています小規模農地とかいうところが荒廃して、非常に皆さん、地区の方、それぞれの地区でみんな非常に困っていて、しかも、先ほど言った安全、防災、減災っていう観点では、非常にいい地区・土地がある場合については、先ほどから言っています立地適正化計画の中にこういう観点で、例えば牧ヶ原地区だけではなくて、それぞれのエリアにあるかと思うんで、そういう観点にも配慮して入れていただければということをお願いしたいと思います。 ○地域政策課長 総合計画の見直しのタイミングではありますが、議員の御指摘の総合計画の基本構想の土地利用構想にもあります安全で安心できる土地利用や自然環境や環境を生かした土地利用は不変的なものでありまして、今後も考慮すべきものと認識はしております。 村内の宅地については、不足しているとの声がある一方、空き家、空き地の権利の移譲、そういった関係であります。が、活用がうまくいっているとは言えず、土地開発公社が扱う宅地も現在2区画が残っているような状況であります。 最近、区画を整備した分譲地タイプではなく、家を建てたい場所、住みたい場所をかなりピンポイントで希望する方が多くなっているのも現状であります。そこは大体が宅地ではなく、景観がいいだとか、周りとの距離があるだとかいうことで、議員のおっしゃるような小農地、そういった農地といった場合が多く、開発になかなか結びつかないこともあると認識はしております。 需要側の希望と供給内容にミスマッチが生じているものと思われしますが、まずは、計画策定に関して状況の丁寧な分析等を進めていきたいと考えております。 ○2 番 （松村 利宏） 1つその中に付け加えてもらいたいのは、村内に居住している若い人が、自分のお父さんお母さんの土地はあるんですけど、土砂崩れとか、そういうことがあって、なかなか安全なところがないと、だから村内にそういうある程度適正ないいところに宅地があれば行きたいと――案外その家の近くでないと無理なのかも
--	--	--

○産業振興課長	しれませんが、私は直接言われていますので、そういう人たちもかなり村内の方でいるっていうのもちょっと理解していただいたほうがいいかなと思いますので、お願いします。	
	次に行きます。	
○2 番	森林解析・機能評価については、中川村が目指す森林づくり、里山林としての整備、生産林としての整備、環境林としての整備ができるように村の森林を区分することが必要だと考えます。担当課の施策についてお聞きします。	
	森林解析・機能評価の関係でありますけれども、この業務につきましては、森林経営管理制度、これに基づく森林整備の実施方針、これを見直すために、現状に即したデータに基づいて、村内全域の森林の樹種、また林齢、また防災としての重要度、こういった機能、それと経営林であるかどうか、こういったことを解析調査するものがあります。この業務の成果を活用しまして、必要に応じて森林の区分を行っていきたいと考えております。	
○2 番	（松村 利宏） この調査は既に3年目に入って、あと残り少ないかと思うので、その辺も含めて、結果をまたリンクさせていただいて、私ももうしっかりといろいろと調整できるようにしていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。	
	次へ行きます。	
○村 長	里山林としての整備は、居住地や農地と生活と隣接した森林、景観等の空間整備、防災・減災整備が入っており、行政が整備方針を考え、住民とともに進めていくことを提案します。行政が住民、関係団体、企業などと話して長期的なビジョンを構築することが必要だと考えます。村長の見解を聞きします。	
	担当課のほうで何かあればということで、里山林っていう定義は何だと言われると非常に問題なんですけど、例えば片桐地区でいうとベルト地帯がずっとあるわけです。それから南向地区の低いところの森林、もしくは、状況によったら陣馬形山とか、ああいうところまで入れるのかっていうのがちょっとあるわけですけども、いわゆる中川村でいう四徳とか、非常に奥のほうではなく、それから急斜面のところではなくて、非常に民家に近いという観点で理解していただければと思います。	
○村 長	かつては、里山林っていうのは、多分、人の生活に非常に密接であったというふうに思っていて、長くなっちはいけませんが、そこから出る林産物、まきですとか、それから落葉樹の葉っぱ等を活用して、これを堆肥化して農地に還元して、いわゆる今でいう持続的な農業を続けていく資源にもなっただろうし、逆に人間が働きかける中で、山の奥との境として、獣といいますか、それが里山林のところまでは来るんだけどそれ以上は出てこないよとか、こんなような防波堤の役目も果たしていたのかなというふうに思っておるわけでありまして。	
	まず、何が言いたいかっていうと、やっぱり、農地維持ですとか景観、防災の観点から、住民の生活に一番近い森林であるということには間違いないだろうということでありまして。	
○産業振興課長	したがいまして、里山林をどういうふうに整備していくかっていうことについては、	

地元、近く、その麓に住んでいる皆さんの考え方が第一に反映されるべきだなというふうに思います。

それで、一部、住民参加型で整備が進んでいる地域もありますけれども、なかなか手をつけられずに、里山林といっても、もう放置をされという言い方はありませんが、木が大きくなり過ぎてしまっている山も多く、伐採には専門的な技術が必要な場合も出てまいりまして、こういった場合には業者に委託せざるを得ない状況にあると、ますます悪循環で、人が里山に関わる、手を入れる、こういう機会が減っている、こんな状況かなと思います。

村では、住民とともに森林整備を進めることのできる林業事業体の育成ですとか里山整備に係る補助事業等の検討がやっぱり必要だなというふうに思っておりますので、森林について議論する場で、こういった問題を委員さんの中から、あるいはこちらから整備を提案しながら、里山整備について地元の皆さんはどういうふうに考えていくかという意見をもらった上で計画はきちんとつくっていくと、こういうことが基本になろうかと思っております。

○2 番 （松村 利宏） 里山林は、私が小さい頃は、冬であればそりの遊び場であり、この時期なら、親も誰もついてこなくても、カブトムシとか、そういうものを捕りに行くと、それから秋になればマツタケを取りに行くというのが里山林で、ここにおられる私たちの年代以上の人は、子どもの頃はみんなそうだったと思います。

それをすぐに取り戻してとは言わずに、やはり地域の方々の意見を聞きながら連携していくことが必要だと思いますんで、また一緒にこれもやっていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議 長 以上で私の質問を終わります。

これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時35分とします。

[午後2時14分 休憩]

[午後2時35分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4 番 長尾和則議員。

○4 番 （長尾 和則） 私は、さきに提出しました通告書のとおり、大きく2項目について質問をさせていただきます。

最初の項目としまして「中川村地域活性化ビジョンについて」質問をいたします。

2023年――昨年10月16日の議会全員協議会において地域政策課から概要説明がありました中川村地域活性化ビジョンは、計画期間が2023年4月から施策が総合戦略に組み込まれるまでとなっております。

総合戦略とは、現在展開中の第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の対象期間である2025年3月31日を経過した後の総合戦略、いわゆる第3期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略のことと推測いたしますが、村は次期総合戦略の目標値を

第6次総合計画後期基本計画に組み込むことを既に表明されています。

この点につきましては、私が昨年9月定例会の一般質問の場で提案いたしました総合計画と総合戦略の一本化、これを酌み取っていただいたものであると思います。

このことを実施することで村民の皆様から見ても2025年から向こう5年間の村の総合的なプランが見やすくなると思いますし、併せて後期基本計画の数値目標と総合戦略の重要業績評価指標、いわゆるKPIの整合性がはっきりすると思いますので、この判断に至った担当課には敬意を表したいと思います。

本論に戻りますが、したがいまして、中川村地域活性化ビジョンの具体的な方向性、目標値、実施施策等は後期基本計画の中に示されることになるかと思います。

中川村地域活性化ビジョン——これからはビジョンと表現いたしますが、ビジョンは2021年度に村外法人に委託して作成した中川村地域経済循環に向けた調査分析業務報告書を基に同一の村外法人により2022年度に策定され、村は成果品を2023年3月に受領したものと承知しております。事業費は2022年度決算報告で示されたとおり323万4,000円となりました。

昨年10月の議会全員協議会の席でビジョンの概要について説明を受けた際には、議員各位から厳しい指摘や意見が多く出されました。

中川村の今後の地域経済の維持、発展に向けて根幹となるビジョンであることから、我々議員はもとより、多くの村民関係者の声を吸い上げ、実のあるものにする必要があると私は考えます。

質問の1点目です。

ビジョンの概要説明を受けた昨年10月の全員協議会から既に1年近くを経過していますが、その間、その席で出された我々議員からの指摘、意見に対する村の考え方が示されていないのはなぜか、担当課にお聞きいたします。

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

全員協議会の際には、議員の皆様から、課を横断的に考える必要があるため外部からの人材の検討をとの御意見や一つの手法として議論していくのが重要であるという点、また分析データやビジョンの使い方の検討が必要、農業だけではなく、ほかの産業とも議論すべきとの御意見をいただきました。

地域活性化ビジョンについては、今、議員のおっしゃったとおり、前年度に行いました地域経済循環分析において、農業は地域経済を支える重要な産業であり、産業振興に当たっては農業が外貨獲得や地域内取引の拡大を図ることに有効との考えから、農業を軸とした地域経済循環の各種施策について示しているものであります。

また、ビジョンは単に農業生産にとどまらず、飲食業、製造業、観光業など他の産業との連携により地域内での経済循環を生み出すことの必要性を示しているということです。当然、他の産業も重要であり、農業が村を支える主要産業として一点突破するとの意味合いではなく、あくまでも一つの材料として捉えております。

関係者との協議、説明ができていない状況は反省すべきところかと思っております。

稼ぐ力の可能性を持つ農業が今後の地域内の経済循環の一助となるよう、関係者と

○地域政策課長

○4 番

○地域政策課長

○4 番

議論し、現第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の総括を踏まえまして、今年度策定する総合計画基本計画に継承していくことと考えております。

（長尾 和則） 今年度はこれからの後期基本計画の審議会でもんでいくということかと思います。

反省点というふうにおっしゃっていただきましたけれども、やはり1年間何ら説明がなかったというのは反省していただきたいところであります。

そんな点で付け加えますと、昨年12月定例会の一般質問の場で5番議員からこのビジョンについて「内容は農業活性化計画のようなもので、そもそもこれを地域活性化計画として提出すること自体に違和感があります。」という指摘がありました。それに対する村側の回答では、農業の経済活動を中心にビジョンとして策定したため違和感があったと感じているという発言がありました。

ならば、やはり村の根幹に関わるビジョンですので、村外法人のつくったビジョンを基に、我々自身でもっともんでいく必要があると考えます。そういった意味を含めて2点目の質問に移ります。

こういった形となったビジョンは、民間会社でいえば事業戦略です。こういったものがことわざでいう「仏作って魂入れず」では非常にまずいと思います。仏に魂を入れるためには、多くの人の意見を聞いて、また取り入れながら、改善を積み重ねて試行錯誤しながらビジョンを形にしていく、こういう姿勢が非常に重要であると考えます。

そういった意味で、ちょっと先ほどの回答の中で課長が若干触れられたかもしれませんが、もう一度聞きますが、ビジョンを議員以外の村内関係者に説明されたのか、されたとすればその場ではどのような意見が出たのか、お聞きます。

このビジョンにつきましては、理事者、議員の皆さんへの説明のみとなっております。

先ほどお答えしたとおり、現在の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を踏まえて今年度策定する時期の計画に継承していくことと現在は考えておりまして、その中の該当分野で説明を行い、議員のおっしゃるように、自分たちの計画、方向としてもんでいきたいと、そういった考えでおります。

（長尾 和則） やはり、これからしっかり後期計画の場でもんでいくということですね。

そういった意味で、これから申し上げることをぜひ御検討いただきたいんですが、先ほど課長もおっしゃいました、このビジョンは今後の村の地域経済に大きく影響するわけです。第6次総合計画の後期計画に組み込む際には、後期基本計画審議会の中に地域活性化ビジョン検討部会を設け、しっかりとビジョンを煮詰めた上で後期計画に盛り込むことを提案します。

やはり審議会は大変広い分野にわたって検討いたしますので、先ほどのビジョン、これを一緒にするとどうしても薄まってしまうことはもう明白であるかと思います。ぜひこういった部会を設けて、産業の根幹となる計画はしっかりともんでから審議会に

○地域政策課長	提起するというのを提案しますが、いかがでしょうか。
	令和３年度に策定しましたこのビジョンにつきましては、経済循環分析において導き出された外貨獲得の力のある農業を軸とした経済循環についてのビジョンを示したものであります。
○４ 番	後期基本計画策定に当たりましては、各分野でのワークショップや懇談会の中で説明しながら、ほかの産業も含めて意見収集に努めていく考えではあります。
	議員の提案を参考に検討させていただきますが、地域活性化ビジョンだけの部会というよりは、各部会の検討会の中、特に農業分野等ではありますが、専門的識見を有する方やその分野の事業者、関係者などからの意見収集に努めていきたい考えであります。
	このビジョンについては、基本計画でいう産業・経済分野の農林業の振興の部分を中心に説明をさせていただきたいというふうに考えております。
	（長尾 和則） 農林業の部門で検討していく、内容から見てそういうことになるんでしょうね。
	ただし、２年度にわたってかなりの費用をかけたビジョンであります。お金をかけたからということではありませんが、それだけしっかり費用をかけたものは、ほかの施策とあんまり一緒にせずに、やはり、それはそれで、しっかりあれをベースに農林業の部分をもんでいくべきだと考えますので、ぜひそういった点を要望しておきたいと思います。
	それでは大項目の質問に移らせていただきます。
	「公民館分館活動の活性化について」、教育委員会に質問をいたします。
	まず中川村公民館の歴史を振り返ってみたいと思います。
	中川村の公民館活動は戦後間もなく南向村公民館、片桐村公民館として発足し、その後、中川村が誕生した昭和 33 年に中川村全域を区域とする中央公民館及び東公民館と西公民館となり、平成２年の村社会体育館の完成を機に公民館事務局を社会体育館事務室に移転統合し、東西の公民館を発展的に解消して中央公民館を土台に新しく中川村公民館として発足したわけであります。
	一方、公民館活動をより地域に密着したものとするために、それぞれの地域に分館が置かれました。東公民館では、昭和 34 年当時、29 地区をグループ化して第 1 分館～第 6 分館とし、その後、再編成して飯沼、美里、中部、大草、桑原、葛島の 6 分館とし、西公民館では小和田、竹ノ上地区が一緒の分館となったほかは地区ごとの分館として 12 分館の構成となりました。中川村公民館発足後もこの分館の構成は引き継がれ、現在も 18 の分館が存在します。
	長野県は公民館活動が活発な地域とされており、中川村においても過去から現在に至るまで本館が主催する各種の活動が活発になされるとともに、分館においても独自の活動を展開してきております。
	ちなみに、長野県の公民館数、これは中川村でいう分館規模の数ですが、これが 1,802 館あるそうです。この数は断トツの全国 1 位の数で、第 2 位の埼玉県の 489 館、

○教育次長	これを大きく引き離しております。この数値だけ見ても長野県の公民館活動のすごさが分かるかと思います。
	また、公民館活動は、本来は社会教育を推進する場であったものが、最近では地域活性化を目的とするイベント等も行われ、活動の場が広がっております。
○４ 番	中川村公民館においても本館主催である文化祭やバレー祭、金魚すくい選手権など、活発なイベントが行われ、村民同士の有意義な交流が広がっていることは大いに評価できるものだと思います。
	昨年 12 月の定例会一般質問の場において 5 番議員が地域活性化について触れ、地域活性化とは経済活動、文化活動に住民が生き生きと取り組んでいる姿そのものだと述べられましたけれども、私も全く同感でございます。
	一方、地域活性化という視点で見たときに、大草、片桐、葛島の各地域の活性化委員会は平成 2 年に予算 90 万円をもって発足し、夏祭りの開催、陣馬太鼓の立ち上げ、県外他地域との交流等、それぞれ独自の活動を継続しましたが、時間の経過とともに活動が縮小し、現在では片桐地区が片桐財産区の一機関として活性化委員会を設けているのみとなっております。
	その視点で見ますと、公民館の分館活動が中川村の地域活性化に寄与する度合いは以前に比べて比重が高くなっていると言えるかと思います。
	質問の 1 点目です。
	現在の公民館分館活動の実施状況について教育委員会ではどのように評価しているのか、お尋ねをいたします。
	議員のおっしゃるとおり、村内の分館につきましては、数地区が一つになった分館ですとか、あとは地区単位での分館等がありまして、それぞれの規模ですとか活動内容も様々でございます。
○４ 番	少子高齢化ですとかライフスタイルの変化などで地域の状況が変化する中、地域の皆さんの学習、交流、あとは親睦を深める機会としまして、各分館で工夫を凝らしながら次世代育成ですとか健康づくり、あとは伝統文化の継承など、各種事業を実施していただいております。そういった面からも地域づくりの一翼を担っていただいております。教育委員会としても大変感謝をしておるところでございます。
	（長尾 和則） 分かりました。
	文化センターへ行きますと、入り口のところに各分館の分館便りっていうんですか、掲示されておりますね。あれを時々拝見するんですけども、やはり立派な活動をしておる分館があるなと思う一方で、私の地元も含めて、ちょっと残念だなという分館もあることは事実だと思います。そういったまだら模様であることは、今、次長がおっしゃったとおり、現実なのかなと思います。
	過去と比較して人口が減少し、今言ったように分館によって活動状況がまだらな状況、これを鑑みて、分館を再編成して分館長及び主事等の主要役員を複数年の任期とした上で一定程度の権限と報酬を付与し、ボトムアップ的な文化活動をさらに推進す

ることによって地域活性化を図ったらどうかと考えますが、教育委員会の御見解をお尋ねいたします。

○教育次長 分館活動につきましては、様々な行事を自主運営している分館から、主な活動が村の公民館ですとかスポーツ団体連絡協議かですとか文化団体連絡協議会等の団体主催の行事への参加のみとなっているような分館もありまして、分館によって活動量に差があるのは事実であります。

先ほど申しましたが、少子高齢化ですとかライフスタイルの変化ということで、分館活動への参加者の減少ですとか役員の担い手不足というところは否めないというところであります。

分館を再編しまして分館長、主事等の主要役員を複数年の任期とした上で一定程度の権限と報酬を付与との御提案をいただきました。

将来的に分館の再編は必要になってくるものと考えておりますが、トップダウンで実施するものではないとも考えております。

公民館につきましては、議員も御承知のとおり、公民館活動を審議する公民館運営審議会ですとか、分館役職員の会議では分館長会ですとか主事会、あとは社会文教部員会と体育部員会等がございます。まずはそのような場で議論を始めていくことが必要ではないかと考えております。

小さな分館の中では人材に苦慮している状況もある中で、小さな分館から大きな分館になったときには、役員の対象となる人数は増えるんですけども、その中で担ってもらえる人材が出てくるかというところがポイントになってくると思います。主要役員の権限と報酬を上げることで我こそはという方が手を挙げてくれればいいんですが、なかなか難しいのではないかとと思うところであります。

分館の在り方について議論を進めていくのに合わせて人材の育成も進めていく必要があるのではないかと考えております。

○４ 番 （長尾 和則） 実は、今年６月６日の夜に今年度の分館役職員研修が行われましたよね。今年度は初めての取組として村の地域の課題や生活、暮らしの課題などについてみんなで考え学び合う場として開催されて、各分館から５３名の方が出席されたとお聞きしております。有意義な話合いができたんだと思います。

この取組自体を否定するものではないんですけども、分館役職員全員が集まる機会ってというのは４月の分館役職員総会と今言った研修会だけということになるかと思っています。そういった貴重な機会ですので、今、次長がおっしゃったように、各分館の現状、それから、先ほども言いましたけれども、ボトムアップ的な地域活動の活性化を考えますと、まさしくこういった全員が集まる場で分館活動の将来について話し合うのが本筋ではないかと思っています。

確かに、次長がおっしゃるとおり、トップダウンで進めるよりも、こういった場で数年かけてもんで徐々に形にしていく、これが理想的かと思っていますので、ぜひこの点を考慮いただいて、この場で言うのがいいか分かりませんが、来年の研修会では、ぜひそういった点をテーマに取り上げていただけるとよろしく思いますので、要望

をしておきます。

○教育次長 次の最後の質問に参ります。

新たな学校づくりの基本方針の一つであるオール中川で地域が学校と連携して子どもたちの成長を支え育てる仕組みをつくるとの考え方にも分館の再編成は親和性があると私は考えます。

すなわち、新しい分館の公民館活動によって生じる様々な成果を新しい学校とリンクさせるとともに、子どもたちの分館活動への積極的な参加を図ることにより今まで以上に愛着を感じてもらえると考えますが、教育委員会の御見解をお尋ねいたします。

新たな学校につきましては、地域と学校が連携、協働して子どもたちの学びを支え育てる体制や活動を目指しておりまして、様々な方法で地域と学校がつながっていけるとよいと考えます。

新しい分館の活動によって生じる様々な成果というものがどのようなものになるかはちょっとまだ分からないところではありますけれども、新たな学校との連携によりまして子どもたちが今まで以上に地域で活動して、そして愛着を感じてもらえるような取組となっていけるとよいと考えております。

○４ 番 （長尾 和則） 分かりました。

今まではあんまり公民館の分館活動にスポットを当てたっていう話題はなかったかと思うんですが、先ほど私が申し上げましたけれども、公民館活動自体は、担当者の方の御努力をはじめ、館長さんをはじめとする方々のリーダーシップによって、本館行事は非常に活発にされておるかと思っています。この点は高く評価できるかと思うんですが、やはり草の根的な分館の活動っていうのには、ちょっと今まではスポットが当たっていないような気がしますので、再編成も含めて、そんな点もぜひ今後は御検討いただけたらと思います。

○議長 以上で私の質問は終わります。

これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、６番 山崎啓造議員。

○６ 番 （山崎 啓造） 今回の一般質問は昨年の９月にもしました少子化問題を取り上げて質問をいたします。

質問に入る前に後期高齢者のたわごとをお聞き取り願えるとありがたいと思います。休憩前の睡魔もちょっと緩和していると思いますので、お聞き取りください。

７月７日の七夕決戦、東京都知事選挙、お祭り騒ぎとも受け取れる前代未聞の選挙が執行されました。選挙は民主主義の根幹をなす営みであるという認識が崩れてしまったのではないかと感じた次第であります。

有権者が自分たちの立場を代表する公人を公の場に送り込む貴重な機会であるという認識が今日の日本からは失われつつあるようであります。

選挙を単なる売名や金もうけに利用しようとする候補者が多数登場しました。メールはNGですが、LINE、フェイスブックツイッター、ブログ等による選挙活動では、候補者の人物像や政治理念、政治姿勢、政策といったものが軽視され、いいとこ

取りの動画に勝手なテロップを書き込んで拡散させる、それに興味本位でなびいてしまう、中身のない奇妙な現象が横行しました。

前回の参議院議員選挙でもありましたが、当選はしたが一度も登院しない、詰まるどころ犯罪者であったという例さえあります。品位も資質も持ち合わせない人物が誰に疑われることもなく国会議員になってしまうというネット社会の怖さを目の当たりにしました。

若者を含め大勢の人が政治に参加することは大いに結構なことでありますが、中身が伴っていないと大変な過ちを犯しかねません。常識あるまともな大人が一定数存在しなければ民主政治が崩壊してしまうのではないかと心配するものであります。

大人になれば、礼儀正しくあれ、非常識であるのは恥だ等が通用しなくなくなりつつあるような感じ、そんな前途を憂慮する年寄りであります。

ところで、立憲民主党の代表選が7日に告示され、23日に開票されます。次期衆議院議員選挙で政権交代を実現させるんだという方向で息高しの様相であります。候補者の発言を聞きますと、政治改革を進める必要性は共有していますが、他の野党との連携においてはそれぞれの見解に相違があるようです。消費税や原発政策をめぐるのは立場の隔たりが出ています。混戦に期待したいと思います。

そして、自民党の総裁選挙ですが、12日告示、27日開票という日程で行われます。派閥の締め付けが緩み、若手のホープや人気者が手を挙げ、にぎわいを見せています。

裏金問題をはじめとする様々な問題での国民の政治不信は払拭されないまま今日に至っています。裏金議員の大半は衆参の政治倫理審査会への出席要求に応じていません。裏金問題を含め、信頼を失ってしまったきっかけをつくった自民党自身が変われるのか、党改革の方向性を打ち出せるのか、透明で民主的な政党政治能力を備えた新しい政党に脱皮できるのか、裏金問題に厳格な姿勢を示せば裏金問題の発端となった大きな派閥から反発を買い、擁護に回れば世論から反発をかう、候補者も難しい選択を強いられるはずです。

遅かれ早かれ国政選挙があります。対応次第では大変なことになりかねませんが、このことのみならず、経済、財政、社会保障、外交、安全保障等、国民の暮らしを支える目指すべき国の姿を争点に論戦を展開してほしいものであります。

ちょっと長くなりましたが、質問に入ります。

少子化問題に関しましては、昨年の9月定例会において、子ども・子育て支援の事業実施の手応えと反応の検証ということ、また今後の取組はということで質問させていただきました。

今回は少し視点を変えまして、少子化は改善できるのかという方向からお聞きをいたします。

岸田政権が目玉政策とする少子化対策関連法が6月5日に可決、成立しました。政府は、若手人口が急激に減少する2030年までが少子化傾向を反転させるラストチャンスとして昨年12月にこども未来戦略を策定、今回の法案成立にこぎつけました。

財源に対しては、総理は支援金制度を創設し実質負担なしとしましたが、野党は増

税批判を避けるために取りやすいところから取る医療保険の目的外使用であり、事実上の増税だと反発し、国民一人がどれくらい負担するのかですったもんだしました。

今年10月1日から所得制限の撤廃、支給対象を高校生年代に延長、第3子以降は月3万円に倍増、11月1日からは児童扶養手当の多子加算の増額。

加藤鮎子こども政策担当大臣は、若い世代が子どもを持ち、安心して子育てができるよう支援を推進していくと発言しています。

長年の懸案だった子ども施策の新たな財源を確保でき、改善に向けた第一歩であり、家庭環境に関係なく、子どもを中心に据えてひとしく支援しようとする流れができたことは評価できるという声、一方、法の目的が少子化対策なのか子育て支援なのか不明確で給付ばかりが前面に出ており、現金をばらまいただけだという声、結婚率の低下も出生率減少の原因になっているのだとすれば、結婚前の若い世代への対応、対策も必要ではないかという声、賛否両論あります。

ちなみに、今年1月19日に長野県議会全会派参加による長野県地方自治政策課題研修会が開催されました。オンラインによる開催でしたが、「人口減少と少子化対策について～異次元の少子化対策とは～」という演題で講演がありました。講師は内閣官房参与、社会保障・人口問題担当の山崎史郎氏でした。ここにも視聴された方がたくさんおられると思います。

その中で、一言、気になった発言がありました。高齢化問題はやりやすいが、少子化問題は大変難しい、難問ですという発言です。これが正直な気持ちなんだと納得したところであります。

余分なことを申しましたが、お聞きいたします。

こども家庭庁が提案している若者にターゲットを絞った地域少子化対策重点推進交付金に対する評価はいかがか。

この交付金ですが、令和5年度分が当初予算で10億円、令和4年度補正では90億円で、令和5年度の予算執行額は100億円であります。令和6年度当初予算が同じく10億円、令和5年度補正で90億円、昨年と同様のものであります。

一般の人向けの内容は、夫婦ともに29歳以下は60万円以内、夫婦とも39歳以下は30万円以内で、新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、新居のリフォーム費用、新居への引っ越し費用等が対象のものであります。これは自治体によって内容が異なるようですが、この交付金に対する評価はいかなもののでしょうか、お聞きします。

地域少子化対策重点推進交付金の担当課として、まず交付金の関係でお答えをしたいと思います。

国では、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するため、地域の実情や課題に応じて自治体が行う少子化対策の取組を支援し、もって地域における少子化対策を推進することを目的に実施をしているということです。

村では、令和6年度から結婚生活のスタートアップに係る費用補助として結婚新生活支援事業補助金を地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しております。

○地域政策課長

現在、数件の相談が担当へ来ており、今年度中の交付を予定しているのが今のところの状況であります。このことが新婚生活の一助となっていることはうかがえます。

補助金活用者にはアンケート調査を実施する予定であり、結婚に伴う経済的な不安や補助金の効果、結婚支援事業への意見等を伺いながら、よりよい制度設計を図っていきたいと考えております。

そのほかにも若い世代向けの総合的なライフデザインセミナーや、地域全体で結婚、子育てを応援する気運の醸成、これは育休の取得や家事、育児への参画促進を図るメニューも用意されております。

引き続き関係各課と情報共有を図りながら交付金の活用を念頭に置くとともに、村にとって必要な少子化対策について引き続き研究を進めていきたいという考えであります。

○ 6 番 (山崎 啓造) 様々な対応をしているということで、一応この交付金は評価できるということでもいいんですかね。そこがちょっと聞きたかったんですが、そういうことでいいですよ。いいです、いいです。分かりました。

いろいろの相談が入っているということは非常に好ましいことですし、積極的に関わっていただいて、若者が安心して――まず結婚生活を始めなきゃ始まりませんので、その辺のところを応援していただければ大変ありがたいというふうに思うわけありますので、今後とも頑張って進めていっていただきたいもんだなというように思うわけであります。

次に、県レベルでは、結婚を希望する者の希望をかなえることを目的とした取組を実施する者への交付金として、市町村と連携して幅広く進めるとしています。

どのようなものがあるかという、県民の希望をかなえる結婚応援事業、県民の希望をかなえる結婚っていうのは、ちょっと自分ではどんなものか想像ができないわけですが、ほかにも若者のライフスタイル希望実現事業、長野県結婚コンシェルジュ事業、結婚・出産・子育て支援ポータルサイト「チアフルながの」運営事業、社会全体で子育て応援事業等が掲載してありました。

子育て中の家庭への支援はもちろんですが、若い人たちの結婚を後押しすることだと思えます。

知事は、人口減少に関わる課題は多岐にわたるとし、幅広い県民と問題意識を共有しないと対応できないと述べています。また、先般開催されました全国知事会でも人口減少対策に長期的な視点を持って取り組むように国に強く提言することが私たちの責任であり、47 都道府県が共通認識を持ち、国に同じスタンスで臨むことが必要だと訴えたとありました。少子化対策に向き合う知事の意気込みを感じた次第であります。

この質問は先ほどの質問とも重複するわけですが、県が市町村と幅広く連携して進めるとしている若者の希望をかなえる交付金、本村での連携状況はどのようになっているか、お聞きをいたします。

○地域政策課長 県では、結婚支援等の少子化対策についての課題の共有や自治体間連携などの取組全般を共有、検討する場として長野県結婚応援協議会を令和 4 年度に新たに設定しま

して、村も同年から参画している状況であります。協議会の開催は年 2 回程度であります。結婚支援に関する市町村の取組事例の紹介や地域少子化対策重点推進交付金の活用等について広く情報収集する機会のある場として位置づけ、参加をしております。

県との事業連携としては、令和 5 年度に地域や業種を超えた広域的な出会いにつながる新たな場の創出として、移住婚活セミナー――これは大阪府で開催したのですが、これへ参加し、県外からの単身での移住相談や村や広域で取り組んでいる結婚相談事業についての紹介を行ってきました。全体の参加者は 20 名でありまして、男性 3 名、女性 17 名という内容でありました。

一度きりの事業紹介でスムーズに結婚希望者と村がつながるということは困難でありますので、県と連携しながら継続したアプローチが必要ではないかと思っております。村の状況について認識いただき、村を訪れていただきたく、機会の創出について検討する必要があると考えてもおります。

また、県との連携ではございませんが、上伊那結婚相談促進連絡会やみなこい連絡会――これは伊南地区であります。において郡内や地域内の結婚相談事業について定期的な意見交換をする場を設けておりまして、先進的な取組や相談業務での課題の共有を図りながら事業推進を図っているところでございます。

令和 5 年度は気軽に参加できるようカードゲームをしながら友達探しや友達づくりをするイベントを開催しておりまして、ゲームを通じて自然と会話する機会が増え、その後につながるケースも報告されております。

本年度――令和 6 年度はスポーツイベントの開催が予定されております。

結婚活動支援につきましては、村単独での事業にこだわらず、引き続き県や上伊那結婚相談促進連絡会との連携を深めながら推進していくことを考えております。

ちなみに、現在の村結婚相談所への登録の人数につきましては、最新の人数でございますと男性が 5 名、女性が 3 名ということで、そのうち村内の方は男性が 3 人、女性が 2 人と、そういった登録数になっております。

以上であります。

○ 6 番 (山崎 啓造) 村も一生懸命に取り組んでいただけているんだというのが想像できました。ありがたいことだと思います。

知事も申しておりますので、密に連携をしながら様々な取組に参加、協力していただいて、前向きに検討いただけると大変うれしいと思います。

3 番目です。

どの自治体の少子化対策ではしのぎを削っているが、本村でも心血を注ぎ、並々ならぬ努力をいただいているのが見て取れます。

総務省が 7 月 24 日に発表した人口動態調査によりますと、人口は日本人に限ると 86 万 1,000 人が減少した一方で、外国人は増えて 300 万人を超えたそうであります。

長野県では、外国人を含む総人口は 202 万 8,135 人で、前年を 1 万 5,663 人下回った中で、外国人は 3,406 人増えて 4 万 1,557 人とのことであります。

先日の全員協議会で示していただいた中川村での出生数の推移は、2020 年から 2025

年までの6年間で30人以上が2年あり、29人以下が4年ということでありました。2023年に出生数ゼロの村は長野県内で2村あり、奈良県内で2村あったということでもあります。県内で10人未満であった市町村が11あったとのことでもあります。それから見ますと、中川村はまだまだいいのかなと、捨てたもんじゃないのかなと思った次第であります。

少子化対策、子ども・子育て支援に懸命に取り組んでいるにもかかわらず、全国的に少子化に歯止めがかからないということはなぜなのか。

先ほど話しました山崎史郎氏の講演資料の中に少子化の要因、不戦敗の歴史というページがありました。それによると、第1次ベビーブーム、第2次ベビーブームの後、出産奨励策はタブー視され、対策が全く講じられず、専門家は出生率はいずれ回復するだろうと楽観視していた、1990年代前半、政府が少子化対策に初めて取り組んだが、質、量ともに不十分で、子育て制度の拡充に関係者の理解が得られなかったということが書いてありました。

その後、2010年代前半にかけて世代の喪失、これはどういうことかという、第3次ベビーブームが期待されたが、経済危機が発生する中で、晩婚化の進行、未婚者の急増により、2005年には出生率が過去最低の1.26に落ち込んだということでもあります。経済の停滞が様々な要因をもたらし現在に至っていると理解したところあります。

過去のことを幾ら言ってもらちが明きません。

山崎史郎氏の講演資料の中の出生率の向上方策とはというページを見ました。スウェーデンやフランスの出生率は、直近ではコロナの影響で停滞しているものの、一定水準を維持している、ドイツはスウェーデンをモデルにした、それらの国というのは、育休の改革であるとか、育児と仕事の両立が可能、また共働き共育でモデルが社会に定着している、こんなことが挙げてありました。日本でも近年取り上げられてきていることと合致するのかなと思った次第であります。

国も中川村も少子化対策、子育て支援に懸命に取り組んでいます、全国的に消化に歯止めがかからない、対策はしているから慌てるな、果報は寝て待てということなのでしょう。そんな悠長なことは言っていられないと思いますが、原因はどこにあるのか、見直しは必要なのか、その辺のところで感じているものがあったらお聞かせ願えればと思います。

○村長 お答えしますなんてちょっと言えないんですけど、感じていることしか申し上げられないわけですけど、今、議員がおっしゃいました山崎さんの社会保障との関係から見た少子化対策といいますか、そういう資料を私も、全部を読んだわけではありませんが、幾つかエッセンスにまとめたものを読ませていただきました。

それで、まず御質問のことなんですけど、日本の少子化の流れからというお話がありましたけれども、それをもう一度申し上げますと、1947年から1950年にかけての第1次ベビーブームで毎年250万人が生まれたと、それが一気に下がった後、第1次ベビーブームで生まれた人たちの結婚による第2次ベビーブームが1971年～74年頃

に来て毎年200万人が生まれてきたということです。

次の第3次ベビーブームが期待されたんだけど、第2次ベビーブーム世代——1970年代生まれの子どもたち、今45～55歳ぐらいになろうかと思いますが、もうちょっと上かなと思いますが、この皆さんが大人になった1995年以降に経済不況の波が襲ったということでございます。それで、失業率が一番高くなり、晩婚化の進行と未婚者の急増などで2005年には出生率が1026と過去最低に落ち込んだ、これは議員がおっしゃったとおりでございます。

それで、就職氷河期はこの時期でありまして、この時期に第3次ベビーブームを形成できなかったことが少子化の最大の要因であると、これは数字というか、統計上のことから明らかなことをおっしゃっているわけございまして、そういう原因があるためにここ数年は少子化のスピードが加速しているということだと思います。

それで、村の状況を合計特殊出生率で見ると、全国平均ですとか長野平均と比べるとおおむね高い水準で推移をしております。例えば令和4年、村は1.51でありました。長野県は1.41、国は1.33であります。

しかしながら、令和5年年度の出生数は20人、令和6年度は21人と予想されておりまして、恐らくこのまま横ばいか減少していくのではないかということが残念ながら推測できるわけであります。

それとともに、村の人口構成を見ますと、高校卒業後の進学や就職による村外への転出により20～24歳の集団が最も少なくなっており、20から39歳までの年齢集団が少なくなっております。この年齢層を増やさない限り村の少子化は止められない。これは村における少子化の課題、これをどうやっていくのかっていうことが一番のポイントになっているのかなっていうふうなことも思うわけであります。これが1点目です。

それで、2つ目でありますけれども、子育ての孤立感、負担感——負担感っていうのは経済的負担も非常に大きく占めているかと思いますが、これも含むわけあります。それにより、理想の子ども数を持てない、2人目3人目を諦めてしまう、3つ目に子育てと仕事の両立が難しい社会・職場環境などが要因となっているということが言われております。

村における子育て支援につきましては、2つ目3つ目の要因を解決できるように支援策を充実してきたところございまして、結果はこれから出てくるかどうかは分からないところでありますけれども、今年、子どもといいますか、若者、それからいろんな方に対してのアンケート調査の結果を見ますと、子育て環境についての満足度で5段階評価のうち「高い」「やや高い」の合計割合は、未就学児童を持つ保護者では46.5%、前回——5年前の調査より6ポイント上昇しているということでもありますので、これはこれとして、満足感の得られるような施策をちょっとマッチングしているのかなというふうに思っています。

ただ、これがそのまま少子化に歯止めがかかるっていうことは、これはまた、結びつくかどうかっていうことは別のことかなということも思っております。

それで、20 から 39 歳までの年齢集団が中川村は少ないというふうに申し上げましたが、これは中川村だけではなく、長野県全体でも同じ状況となっているようです。県では、女性や若者が暮らしたくなる信州、若者のライフデザインの希望がかなう信州、子育て世代が安心と幸せを実感できる信州、これを実現し、出生数の減少に歯止めをかける取組を進めていくということとしておりまして、この課題については、当然、村だけでは実現できないことでありますので、県や近隣市町村と一緒に取組を進めていく必要があるかというふうに思っております。

さらに言えば、企業も巻き込んで進められるかどうかもある。企業といいますのは、実は福井県がユニークな政策と取っております、福井県は、何といいますか、女性が一旦出産をしたりした場合に、育休もしっかり取りましょう、そういうところについて言うと、企業の従業員数の規模に応じて県が奨励金を出すんですね。そういうことをすることによって、雇用と、そこで働きながら安心してまた戻ってこれるとか、そういうことを推進しようとしているということです。

ざっと見るとそういうことなんですけど、こういう意味で、当然企業も一緒に巻き込みながらこういったことがどうあるべきかを考えていかないと解決にはならないだろうなというふうなことも思っております。

それと、もう一つ、全国の市長フォーラムというのがあるようでありまして、ここでも 2022 年に山崎史郎氏の講演がありました。

それで、その中での効果的な少子化対策とは何かということを――山崎先生はこういうことを言っておるということでもありますけれども、3 点、出生率向上のための 3 本柱として言っております。

1、結婚の意思はあるが出会いの機会に恵まれない人を支援する結婚支援をどうするか、2、出産希望はあるが妊娠に結びつかない人を支援するにはどうするか、これは不妊治療ですとかライフプランをどうやってつくって応援するかと、こういうことであります。それから、3 点目、結婚し出産を予定する主に共働き世帯を支援する仕事と育児の両立支援であると、この 3 点が出生率向上のための 3 本柱で、大事だというふうに言っております。中でも、政策面で一番重要なのが仕事と育児の両立支援であるというふうなことを言っておるわけであります。

先ほど議員も先進諸国の例を引き合いに出されましたけれども、先進諸国の出生率の動きを見ると、1970 年代後半以降はいずれの国も母親の平均出生時年齢は上昇していると、女性の就業率が上がったためだから、これは当然であるというようなことでございます。

ただし、出産時期の先送り、つまり晩婚といいますか、先に勤めておいて、出産する時期に先送りがあったとしても生み戻しというのがあると――言葉が適正かどうかは分かりませんが、山崎先生はそういう言葉で説明をされておりました。生み戻しがあり、出生率が回復した国もあれば――あれば、これが残念ですが、日本のように生み戻しが低調で出生率が大きく低下した国もある、仕事と育児の両立支援がなされているかがこの違いを生んでいると思われるということでもあります。

したがいまして、私どもは、長野県とも協力し――先ほども言いましたとおり長野県全体が動かなければ無理ですけれども、あるいは企業にも一緒にこの問題に取り組んでいただきながら、村は村として、今やっております、何ていいますか、仕事と育児が両立できる支援、これに今はかなり力を入れておるつもりですから、できることは、やはり、もうきっちり、基礎は村として続けていきたい、こういう考えであります。

それから、見直しが必要かどうかということでございますが、原因といいますと、私にも直接は分かりませんが、こういう分析をされておるとおりだろうなと思います。そんなことで答弁といたします。

○ 6 番 (山崎 啓造) 確かに村はいろいろやっていただいているし、今 3 本柱っていうのがありました。子育ての負担軽減をするっていうことも一生懸命やっていただいているし、子育てと仕事の両立、この辺のところはちょっと難しいんだけどもやっていただいていると思います。

企業もということですが、中小零細はなかなかその辺のところまで手が回らなくて、でっかい会社は、やっぱり育休だとかも全て取れたり長いこと休めたりできるわけなんで、状況によっていろいろとあるのかなと思いますが、幾ら小さくても、やっぱり日本の将来を考えたらみんなで協力して頑張っていかにやいけんっていうことだと思えますんで、これからも様々な手だてをお願いしていけるのかなと期待をしているところであります。

次であります。

6 月 6 日の某新聞の記事を引用しますが、

2023 年の県内の合計特殊出生率が過去最低に落ち込み、対策の難しさが改めて浮き彫りになった。出生数の減少は、地域の担い手や社会保障制度を支える働き手が減ることを意味する。

とありました。

「県は「少子化・人口減少対策戦略」を年内にまとめて対策を急ぐ」としています。「自治体トップや識者からは、国の抜本的な政策が不可欠との指摘や、子どもが増えない前提で活力を維持する方策を探る段階に来ている―との声が聞かれる。」とありました。

県は本年度、保育料の軽減、通院医療費助成の対象拡大といった子育て世代への支援強化に踏み込んだばかり。2 月に公表した少子化・人口減少対策戦略の方針案では、若い世代の希望がかなった場合の子どもの数を示す「希望出生率」1.61 を早期に実現し、40 年には人口が維持できる 2.07 を目指すと掲げた。

とありました。「だが、23 年の出生率は前年比 0.09 ポイント減で過去最低と厳しい現実を突きつけられた。」ということでもあります。

阿部知事は「都道府県や市町村の個別の対応では、日本全体の出生率向上には結びつかない」と強調。東京一極集中の是正や子育て支援策に対する国の積極関与を求めた。

○村 長 県市長会の花岡東御市長は経済的な理由などで欲しい子どもの数を持てない状況にあり所得向上が出産・子育て環境の改善につながると主張、県町村会の羽田長和町長は若い人が地方に魅力を感じ安心して生活できる状況にない、地方への抜本的な分権や財源移譲が必要と、それぞれが国に注文をつけたということであります。こんな記事が載っていました。

長野県立大（中略）の築山秀夫教授（中略）は、子育てに多額のお金がかかる状況は変わらず、若い女性の地域外への流出が続いている一と分析。出生率を上向かせることは簡単ではないとし、「出生数が増えないことを前提に、機能する社会の在り方を考える視点も必要ではないか」と言っています。

以上のような記事を目にしましたが、都道府県や市町村の個別の対応では日本全体の出生率向上に結びつかないという認識が今は世間の常識になってきていることは間違いないところだろうと思います。

給食費の無料化や教育費の無償化であるとか、多子世帯や子育て世帯に対する課税の見直しなど、従来の枠組みを超えた新たな視点で、国が責任を持ち実施することが非常に重要であるとの議論が真っ先に出てきます。

財源はどうするのかっていうことになりますが、経済の好循環が生まれれば解決の一步になるとは思いますが、なかなかままならない現状が長く続いてきましたし、好転はあまり期待できないのかもしれませんが。

少子化問題は、国難、国の危機と言えるのではないかと思います。我々も危機意識を共有しながら、国の抜本的な政策と積極的関与を求める必要に迫られていると思いますので、知事も含めた自治体の長が連携して国に物を申してみてはいかがでしょうか。お聞きをします。

今年実施をいたしました子育てに関する調査によりますと、村の 18 歳未満の子どものいる世帯数の状況を見ると、核家族が増加し、平均世帯員数も減少を続けております。このことから、家庭における子育て力が低下しているのではないかと、抱えている悩みや不安も複雑化、多様化してきていることが分かりました。これは、村だから都会とは違うわけではなく、都会部の子育て世帯が抱える課題と全く同じではないのかなというふうに感じております。

それで、新聞報道等でも話題になりましたけれども、8月に行われました全国知事会議の国への提言、要望の中でも少子化・人口減少問題を最重点課題として取り上げ、東京一極集中に関しては小池東京都知事から異論があったようでありますけれども、少子化・人口減少対策については国の責任において実効ある政策の再構築、政策を統括、推進する司令塔組織の設置などを強く求めていくこととしたようであります。

子育てに関する課題については全国共通でありまして、議員のおっしゃるとおり、国が責任を持って政策を進めるべきだと思うこともございます。とはいえ、国は、全国の少子化に歯止めをかけ、若い移住世代の増加した市町村の成功例を具体的に示すことなどはできても、例えば悩み多い自治体がこの課題に向き合い取り組むことに対

して有効な支援はどんなことができるだろうかと思ってしまうところでもあるわけです。

それで、若い世代が暮らし続けられることや移住政策は、先ほど言ったとおり、県や近隣市町村と協働で取り組むことが重要だと思います。その中で、中川村らしさ、特徴的な子育て支援策や定住・移住を考え、そのことが移住を考える人の目に留まり――なかなか留まらない現状もあるわけでありましてけれども、移住先に選ばれることで少子化の流れに投じた一石くらいになればいいのではないかなと。

先ほどこうすればこうじゃないかという希望的なことを申し上げましたけど、山崎先生もおっしゃっているとおり、何ていいますか、人口を維持していくための合計特殊出生率は 2.06 が境だというふうに言われていますから 20.7 という数字を県も掲げたんだと思いますが、やはりこれをクリアするっていうことは並大抵のことではないし、ましてや、どんどん減っているのが実情でありますので、こういう現状を目の当たりにすると、いろんな施策を取りながらやるんですけど、少子化の流れに一石を投じるような、その程度という言い方はありませんが、そんな効果が得られるような取組になれば十分ではないのかなっていうような気もしておるところでございます。

○ 6 番 （山崎 啓造） ある村長がおっしゃいましたけれども、東京一極集中なんていうこともよく言われるわけですがけれども、じゃあ地方で生活できる状況、いろいろと環境が整っているかっていうと、またこれもなかなか難しい部分があったりして、希望と現実はなかなか違うなっていうこともあるわけです。

そんな中でも、今は何かあっちでもこっちでも人の取り合いみたいな、人口が増えた減ったで騒いでいるだけで、日本の人口が増えるっていうことに対してちょっと今は遅れているというか、後ろ向きという自治体が多いのかなという気がします。考えていることは、多分、みんな出生率を上げて人口を増やしたいっていうことだと思えますけれども、人の取り合いがちょっと目につくなど、そんなことを感じる次第であります。

次であります。

少子化と人口減少が待ち受ける今、村の今後の在り方はどう描くのかをお聞きしたいと思います。

県立大の築山教授の「出生数が増えないことを前提に、機能する社会の在り方を考える視点も必要ではないか」という指摘、しかりけりだと思います。

村においては、既に学校でありますとか保育園、児童クラブ、住宅等について先を見た方策に着手し、また空き家問題などにも手をかけておりますし、公共施設の老朽化をどうするかなんていうこともあります。

そんなことを考えたときに、これから来る社会にどのような影響があるかは、いろいろあると思います。公共施設の老朽化、労働力の低下、空き家の問題だとか、地区の在り方、上水、下水のインフラへの対応など多岐にわたるわけですが、これからどんなふうにしていくのかなと、具体的なことは結構ですので、先ほど 2 番議員もこれを聞いていましたし、村長はさんご答弁されておりましたので、どんなことを感じと

してどういうふうにしたいんだくらいでいいです、そんなところをお答え願えればと思います。

○村 長 先ほどから少子化と 20 から 39 歳までの年齢集団のことを申し上げてきたところでありますけれども、村の中期的な視点で人口というものを考えてみますと、今の 40 から 60 歳までの人口も決して多いわけではありません。65 歳以上は、65 歳っていうか、70 歳以上といいですか、団塊の世代——団塊の世代は正確には 74～75 歳あたりだと思いますが、と言われる世代で、村の中でも人口は一番この皆さんが、65 歳以上がたくさんところを占めているということでもあります。

それで、40～60 歳代が先ほど説明した晩婚化の進行と未婚者が急増した年代であること、国では今後 2040 年までに単身世帯が約 40%になると見込んでいるようであります。

ちなみに、2020 年は約 36%だそうであります。

村でも単身世帯ですとか高齢者の単身世帯、高齢者だけの世帯は増加傾向にあります。これは、家族による支え合いが低下して、今後、医療保険や介護保険にも大きく影響してくることは見えておるところであります。

それで、医療や介護保険を使いたくても少子化の影響で働き手がいらない——何か暗いことばかりになってしまいますが、サービスが提供できなくなる状況は、いずれそうなるかもしれないと予想ができるわけであります。そうすると、高度医療を使うために都市部へ、サービスが充実している都市部へ移住する、ますます人口減少に拍車をかけることになってしまう場合も十分考えられるということでもあります。

このような状況で村をどうやって維持するのか、効果的なサービスを効率的に提供できるように、2 番議員の御質問にもありましたが、コンパクトシティー化、国土交通省が言うように簡単にはいきませんが、今、村にある現状と場所、これを有効につなげながら、村には、今、公共交通で取りあえず成功しているものもありますので、こういったことをうまく結びつけていく、こういうことで中川村のコンパクト化したまちづくり、土地利用、こういったことを考えていくことが大切になってくるだろうなというふうに思っております。

それと、もう一つ、やはり、DX っていいですか、そういったことで簡略化をしていくっていうことも重要になってくるだろうなと思いますし、かつて日本にありました——中川村には今もあるなというふうに思っておりますけれども、住民による互助の仕組み、これは地域での助け合いということであります。何かにつけ、結いだとか、地域で一緒に何かやる、隣が困っていればみんなで助け合う、よく一人は万人のために万人は一人のためにですか、これはちょっと大げさな言い方ですけど、昔ながらのこういったよき伝統、中川村においてはこういった仕組みを維持していくことがやはり重要ではないのかなというような気がしております。

単身世帯は増えていきますけれども、孤立化を防ぎ、うまくいけば様々な人が地域でつながり共生していく社会、これが今後村の目指していかなければならない——一番目指しやすいのが中川村だというふうに思いますので、こういうことが村のこれか

ら目指す在り方かなというふうなことを思っております。

○6 番 (山崎 啓造) 今コンパクトシティーなんていう言葉が出てきましたけど、富山の市長も盛んにコンパクトシティーなんて言っていますけれども、あそこはあそこで勝手にやってよってという話で、中川村の人たちってというのは、やっぱり今住んでいるところ、自分のところを大事にしながら、その中で、長屋文化っていうのかな、そんなものを持ち合いながら昔からのものを大事にしてここで暮らしていかれる、村長のいうような村を目指していただけると大変うれしいと思います。

最後に一言、様々なアンケートでも子育てに多額のお金がかかり不安と感じていると、とするならば、先ほども申しましたけれども、教育費の無償化であるとか給食費の無料化、医療費の問題等々、様々な課題は国が責任を持って、地方自治体には自由に使えるお金をがば一んとよこして頑張ってちょうだいねっていうものが必要じゃないかというふうに思います。

先日の新聞報道にありましたが、人口急減に立ち向かうこの 10 年間、地方創生の取組の成果が不十分だと自治体の 68%が認めているっていうんですね。あとの 32%はいいと思っているんでしょう。

そこで、ちょっととんでもないことを言いますが、過去に竹下内閣で自ら考え自らから行う地域づくり事業っていうのがありました。いわゆるふるさと創生 1 億円事業ですよ、思い出しましたね。あの事業は 1988 年 1989 年に実施されたわけですが、使い道に制限がなく、各自治体で思い思いの取組がなされた、記憶に新しいところであります。

あの事業をまたもう一回やってみたらどうかねという、とんでもないことを言いますが、これを 10 年スパンでやってみて、自分な発想で、皆さん、1 億円渡しますから幾らでも好きなようにやってください、ただし子育てと人口減少問題ですよっていうことでやればいいんじゃないかなと思います。

例えば中川村に 1 億円が来たら、じゃあ結婚祝い金を 500 万円出します、子どもが生まれたら 1,000 万円出しますっていうようにやりゃいいと思うんですよね。

とんでもない話をしましたが、そんなことを言わせていただいて、質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 5 5 分 散会]